

真庭市国土強靱化地域計画



令和3年3月
真庭市

目 次

I. はじめに

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地域計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II. 本地域の特性と課題

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 社会的特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 過疎の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III. 基本的な考え方

- 1 基本目標と事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 国土強靱化を進める上での留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

IV. リスクシナリオの設定

- 1 想定する大規模自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 被害想定となる過去の災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）・・・・・・・・・・ 19
- 4 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

V. 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

VI. 国土強靱化の推進方針

- 1 リスクシナリオごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 施策の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 資料1 リスクシナリオごとの脆弱性評価及び推進方針・・・・・・・・・・ 25

I. はじめに

1 計画策定の背景

平成23年3月に発生した東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード9の巨大地震と大津波により、死者・行方不明者約1万9千人、家屋全壊約13万棟、最大避難者数約47万人、被害額約16兆9千億円の甚大な災害となった。また、近年発生した熊本地震、北海道胆振東部地震や度重なる台風や梅雨前線豪雨等、大規模自然災害に対する社会経済システムの脆さが明らかとなり、その後の復旧復興も長期化し、これまでの事後対策から、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が教訓となった。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定された。基本法第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されており、岡山県においては、「岡山県国土強靱化地域計画（平成28年3月）」（以下「県地域計画」という。）を策定している。

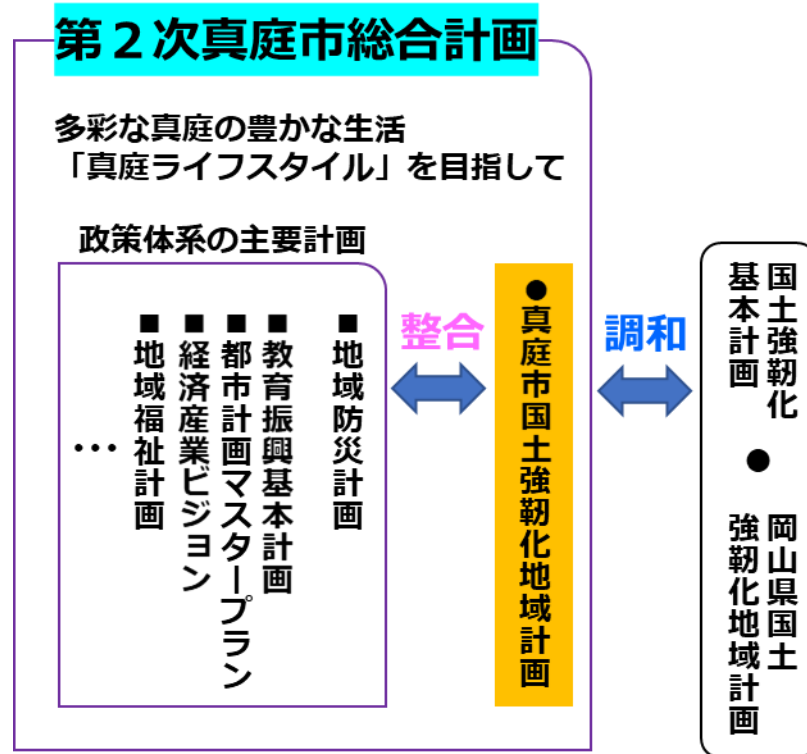
真庭市においても、人口減少や高齢化に伴う地域防災力の低下や、激甚化する大規模自然災害等への備えとして、このたび国、県の動きに併せ、真庭市の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として真庭市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2 本計画の位置付け

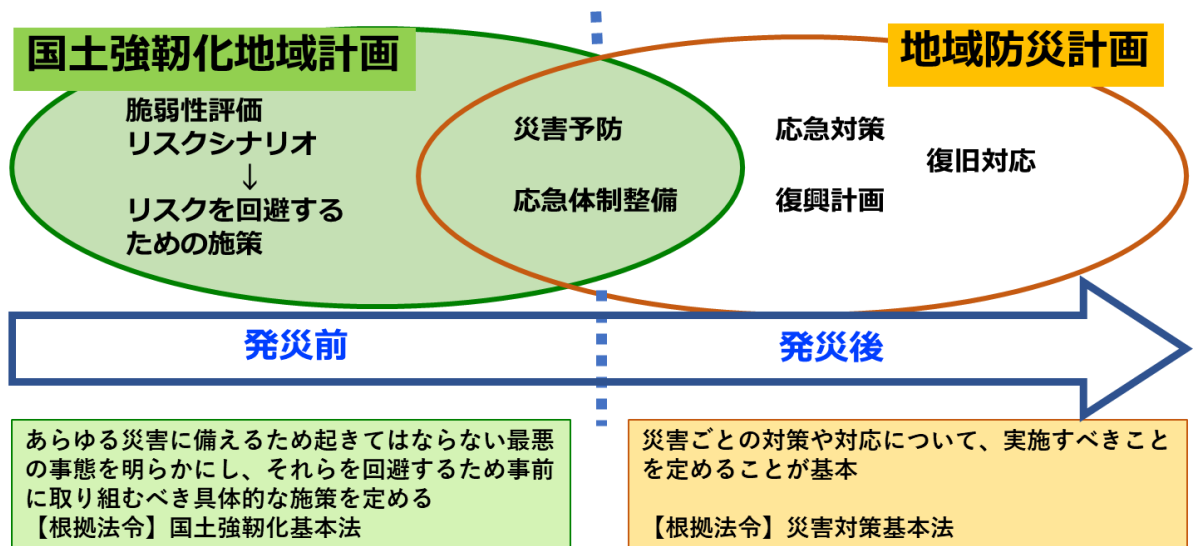
本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、国の基本計画との調和を保ち、策定するものとする。

また、県地域計画が真庭市の被災形態を包含する計画であることを踏まえ、同計画と調和を保ち、本市の最上位計画である真庭市第2次総合計画のもとに、真庭市地域防災計画並びに様々な分野の計画等との整合を図り策定されるものである。

計画の位置付け



本計画と地域防災計画との関係



3 計画期間

本計画の推進期間は、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）までの概ね5年間とする。その後も、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね5年毎に行う。

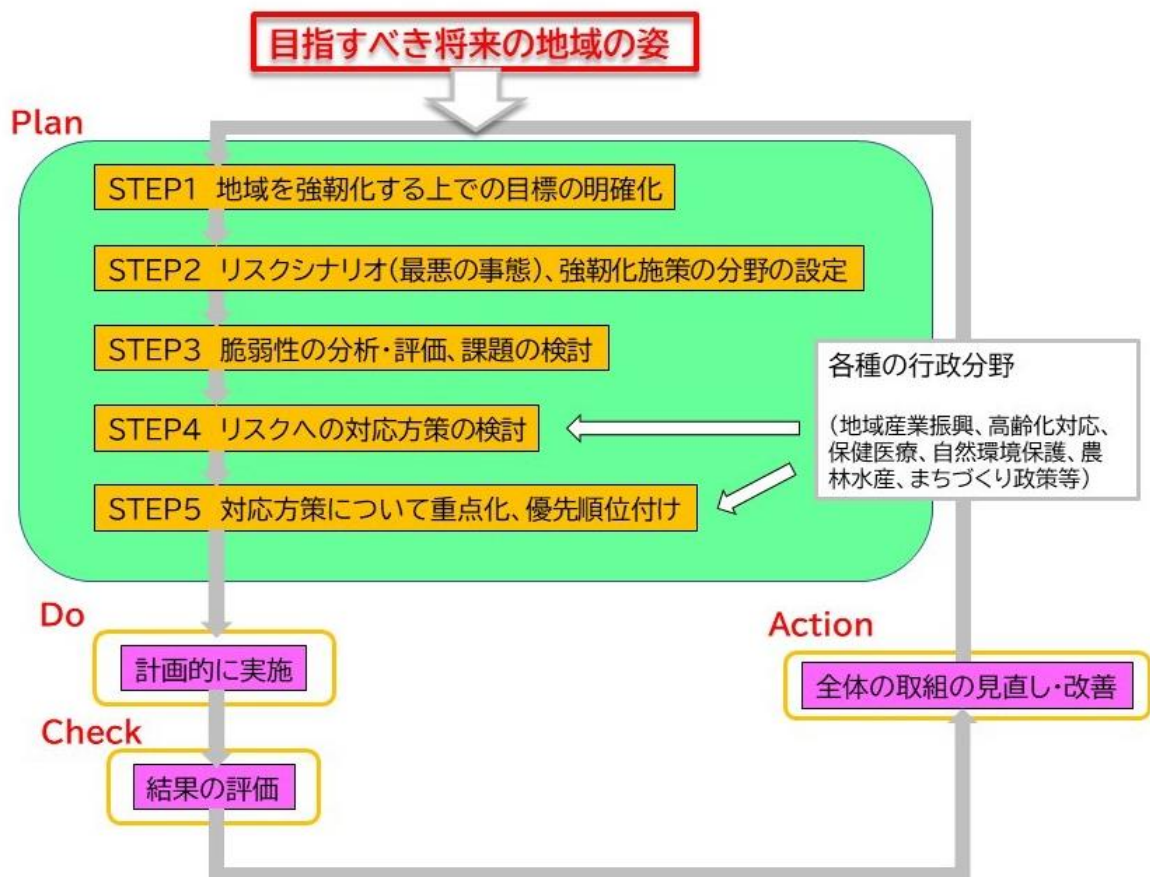
4 計画の推進

可能な限り重要業績指標（K P I）を用いて進捗管理を行うとともに、施策等の見直しについては、P D C Aサイクルを繰り返して適切に行う。

なお、重要業績指標（K P I）については、施策の達成度や新たな導入等に応じて継続的に見直すものとする。

（真庭市では、施策を推進するためC A P Dサイクルを行政評価システムの基本として実践している）

本計画の策定



Ⅱ．本地域の特性と課題

1 自然的条件

ア 位置・地勢

真庭市は、岡山県北部で中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接し、東西に約 30km、南北に約 50km、総面積約 828k m²と広大な面積を有し岡山県の約 11.6%を占めている。

北部は、大山隠岐国立公園の一部であり、「蒜山三座」をはじめ津黒山など標高 1,000m 級の山々が鳥取県との県境を形成している。その南には、蒜山高原や津黒高原などの広大な高原地帯が広がり、牧歌的な高原風景を醸し出している。

また、岡山県の三大河川の一つである旭川が地域のほぼ中央部を支流と合流しながら南下し、流域には、「美作三湯」の一つである湯原温泉郷、神庭の滝などの多くの観光資源がある。南部には肥沃な平坦地が広がり、農業地帯が旭川支流一帯に形成されている。

真庭市を構成する地層は、旭川上流部の大部分が中生代白亜紀の花崗岩、安山岩類で構成されている。中流部は古生代から中生代の泥岩、閃緑凝灰岩等の固結堆積物が中心で、下流部は礫、砂、泥等の新生代第 4 沖積世の堆積物が分布している。

イ 気候

真庭市は、南北に長く標高差が大きい地形特性から、北部は気温が低く、雨量、積雪がともに多い積雪寒冷地帯及び豪雪地帯に属し、南部は温暖少雨の内陸性気候となっている。令和元年でみると、北部は、平均気温は 12.0℃、最高気温は 33.0℃、最低気温は-9.4℃、降雨量は 2,012 mmとなっているが、南部は平均気温 14.2℃、最高気温は 36.2℃、最低気温は-4.1℃、降雨量は 1,138 mmとなっている。

2 社会的特性

ア 道路

東西を横断する中国自動車道と南北を縦断する岡山自動車道、米子自動車道がクロスし、市内の 5 つのインターチェンジが高速輸送や広域観光を支えている。岡山自動車道及び米子自動車道の一部暫定 2 車線区間の 4 車線化工事も進んでおり、市内の国道、県道も幹線道路網として充実している。一部の狭隘な箇所の改良が課題と言える。

イ 公共交通機関

真庭市内の公共交通機関はバスと鉄道である。バス交通については、市内の移動を確保する市営バス「まにわくん」、岡山市や京阪神を結ぶ高速バスがある。鉄道については津山市、新見市を結ぶＪＲ姫新線がある。

３ 過疎の状況

真庭市では、「第２次真庭市総合計画」との整合を図りながら、今後目指すべき将来の方向と将来展望を示すため２０２０年に「真庭市人口ビジョン」を策定し、これを基に「人口減少の克服」と「地域の活性化」に向けた施策を推進してきた。人口減少が進めば、地域経済の衰退を招くばかりでなく、地域におけるコミュニティや生活文化、誇りの喪失など、ひとの暮らし全般にも大きな影響を与えることとなる。

さらに、今後予想される社会保障費や都市インフラの老朽化対策などの行政需要の増大に対する計画的・安定的な施策推進に向けても、目標とする人口の維持とともに、早期に年齢構成や男女比率等の人口の質を改善し安定化させることが重要である。

こういった人口減少の社会的インパクトを抑えるためには、ＵＩＪターン者の獲得や市内での就業促進などによる社会動態の改善とともに、個人の希望を尊重することを基本とした出生数維持にも取り組み、人口減少のスピードを可能な限り緩やかにしていく必要がある。

Ⅲ. 基本的な考え方

1 基本目標と事前に備えるべき目標

本計画は、国の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国の基本計画を踏まえ、次のとおりとする。

国土強靱化4つの基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
4. 二次災害を防ぐための迅速な復旧復興を図ること

基本目標を達成するための《事前に備えるべき8つの目標》

大規模自然災害が発生した時	目標 1	人命の保護が最大限図られること
大規模自然災害の発生直後	目標 2	救助、救急、医療活動が迅速に行われること
	目標 3	必要不可欠な行政機能は確保すること
	目標 4	必要不可欠な情報通信機能は確保すること
	目標 5	経済活動を機能不全に陥らせない
	目標 6	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
大規模自然災害の発生後	目標 7	重大な二次災害を発生させない
	目標 8	地域社会、経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する

2 国土強靱化を進める上での留意事項

真庭市における人口減少、地域課題等を踏まえ、国土強靱化に向けた取組みを進める上で、留意する事項を以下に示す。

① 第2次総合計画との連携による相乗効果の発揮

人口減少は、様々な観点から脆弱性に影響を与えるものであり、国土強靱化と地方創生の取組みは、双方とも、持続的で活力ある地域づくりを進めるという共通の目的を有することから、市の最上位計画である第2次真庭市総合計画のもと、本計画が連携し、相乗効果を発揮しながら取組みを推進する。

② ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害に対して、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災減災対策を進める。

③ 既存社会資本の有効活用による施策推進

これからのインフラ整備は、加速するインフラ老朽化、大規模自然災害の発生、社会変化に伴う地域の実情などに対応しつつ、これまでに備えた既存施設を最大限に活用しながら推進する必要がある。しかし、インフラの機能維持のための老朽化対策には、維持管理費や更新費等の莫大な予算が必要となることが懸念される。したがって、今後、各インフラ長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理及び更新を進めるとともに、新しいメンテナンス技術の活用やメンテナンスを行う技術者の育成確保も併せて推進する。

④ K P I（重要業績指標）による定量的な施策評価とP D C Aサイクルによるマネジメント

本計画は、真庭市の自然災害に対する施策評価を備えた強靱化システムとして関係部局のみならず、県や民間企業、住民との連携を図りながら実効性を向上させるシステムを構築していく。また、K P Iによる定量的な評価に基づいて、P D C Aサイクルにより概ね5年毎に本計画を見直し、強靱化システムの最適化を図っていくものとする。

⑤ SDG sの視点を持った取組

強靱化の取組は様々な社会課題の解決と連動させ、持続可能な地域作りに繋げるべきものです。そのため本計画では、災害時のみならず平時にも効果を発揮し、また、経済の成長にもつなげる取組を通じ、将来世代が安心して暮らせる社会づくりに向けて「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点を持って取り組むものとする。

IV. リスクシナリオの設定

1 想定する大規模自然災害

本計画の策定にあたり想定する大規模自然災害は、以下の方針とする。

- 国の基本計画と同様、大規模自然災害を対象とする。
(原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外)
- 市内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定する。
- 国全体の強靱化への貢献という観点から、周辺地域への支援が必要となる大規模な地震など、市外における大規模自然災害も対象とする。

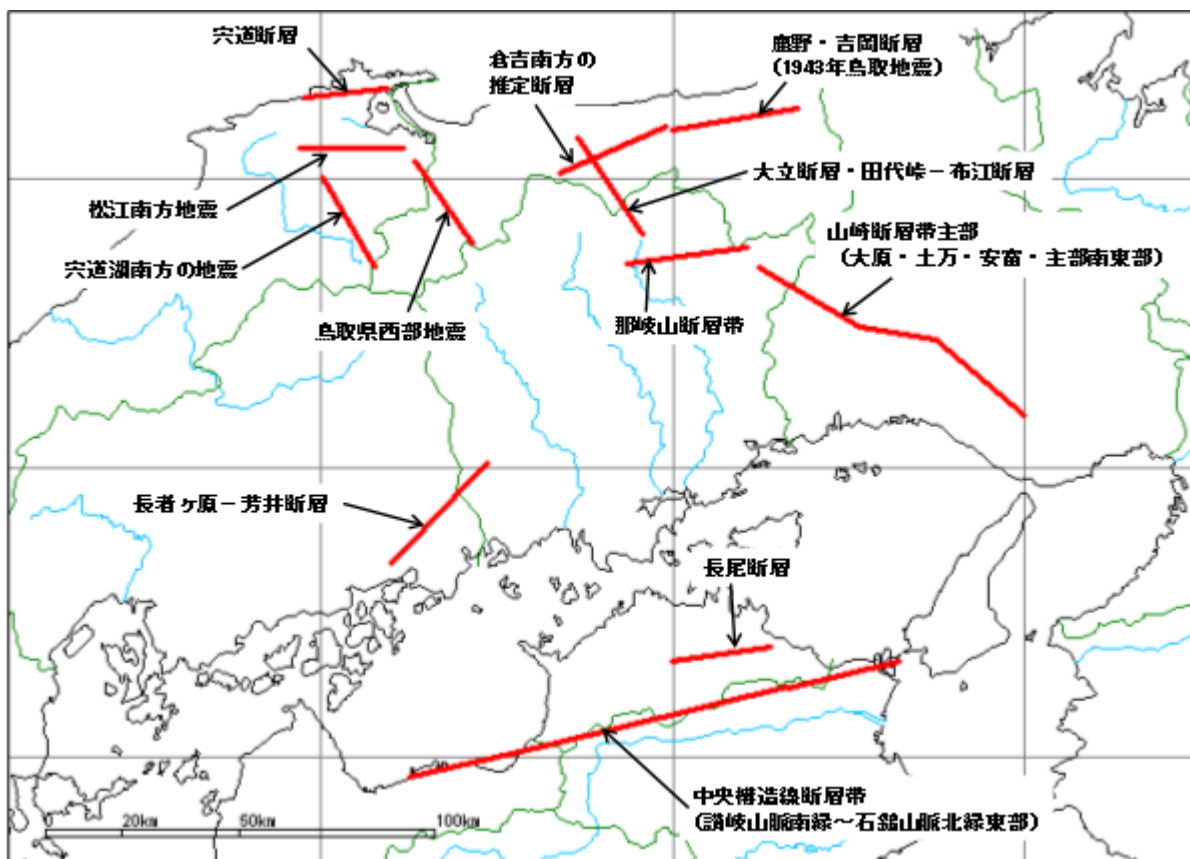
第1項 断層を震源とする地震

県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、このたび、岡山県がこれらの断層型地震が発生した場合の岡山県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。

真庭市周辺において国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち本県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

さらにこの解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定を行った。

(1) 各断層の位置



(2) 各断層型地震の概要

断層名	山崎断層帯 (※)	那岐山断層帯 (※)	中央構造線断層帯 (※)	長者ヶ原－芳井 断層	倉吉南方の推定 断層	大立断層・田代 峠－布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ 0～ 1%	0.06～ 0.1%	ほぼ 0～ 0.3%	0.09%	推計してい ない	推計してい ない
県内最大震度	6 強	6 強	6 弱	6 強	6 強	6 強
震度 6 弱 以上の市 町村(ゴシ ックは震度 6 強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町
断層名	鳥取県西部地 震	鹿野・吉岡断層	長尾断層(※)	宍道湖南方の地 震	松江南方の地 震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計してい ない	推計してい ない	ほぼ 0%	推計してい ない	推計してい ない	0.1%
県内最大震度	6 強	5 強	5 弱	4	4	4
震度 6 弱 以上の市 町村(ゴシ ックは震度 6 強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないこと から、被害想定は行っていない。				

注) 1 断層名欄の※は主要活断層

2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

3 発生確率は今後の 30 年間に地震が発生する確率(地震調査推計研究本部、産業技術総合研究所)

7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「長者ヶ原－芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。(県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。)

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど甚大な被害が想定される。

真庭市に関する各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

○倉吉南方の推定断層の地震

- ・真庭市で震度 6 強の揺れに見舞われる。
- ・被害は真庭市北部に限定されるが、100棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は 1 週間後に約1,400人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	被害想定
			真庭市
最大震度		6 強	6 強
建物全壊(棟)	冬・18 時	113	112
死者数(人)	冬・深夜	6	6
最大避難者数(人)	冬・18 時	1,442	1,426

○大立断層・田代峠－布江断層の地震

- ・真庭市、鏡野町で震度 6 強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。
- ・揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定	
			真庭市	鏡野町
最大震度		6 強	6 強	6 強
建物全壊(棟)	冬・18 時	340	265	50
死者数(人)	冬・深夜	20	16	3
最大避難者数(人)	冬・18 時	3,868	2,632	952

○鳥取県西部地震

- ・新見市の北部で震度 6 強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。

・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定	
			新見市	真庭市
最大震度		6 強	6 強	6 弱
建物全壊(棟)	冬・18 時	17	5	12
死者数(人)	冬・深夜	0	0	0
最大避難者数(人)	冬・18 時	150	34	86

第2項 南海トラフを震源とする地震

○最大クラスの地震・津波

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

(注) 国の公表した資料は、「岡山県地域防災計画（資料編）」に記載されている。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

○地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、最小でも5弱が想定される。県内各市町村の最大震度は以下のとおりである。

南海トラフの巨大地震による各市町村の最大震度一覧

市町村	震度	市町村	震度	市町村	震度
岡山市北区	6 弱	高梁市	5 強	里庄町	6 弱
岡山市中区	6 強	新見市	5 強	矢掛町	6 弱
岡山市東区	6 強	備前市	6 弱	新庄村	5 弱

岡山市南区	6 強	瀬戸内市	6 弱	鏡野町	5 弱
倉敷市	6 強	赤磐市	6 弱	真庭市	5 強
津山市	5 強	真庭市	5 強	奈義町	5 弱
玉野市	6 弱	美作市	5 強	西粟倉村	5 弱
笠岡市	6 強	浅口市	6 弱	久米南町	5 強
井原市	6 弱	和気町	6 弱	美咲町	5 強
総社市	6 弱	早島町	6 弱	吉備中央町	5 強

真庭市、岡山県の人的・物的被害想定結果は次のとおり。

※岡山県が試算したパターンの中で、真庭市における被害が最大となるものを記載。

1. 建物倒壊による人的被害（冬深夜）

(単位：人)	人口	死者数	負傷者数	重傷者数
真庭市	48,964	0	1	0
岡山県	1,945,276	305	7,534	425

2. 屋外転倒物・落下物による人的被害（冬 1 8 時）

(単位：人)	人口	死者数	負傷者数	重傷者数
真庭市	48,964	0	1	0
岡山県	1,945,276	20	697	271

3. 屋内転倒・落下物による人的被害（冬深夜）

(単位：人)	人口	死者数	負傷者数	重傷者数
真庭市	48,964	0	6	1
岡山県	1,945,276	57	1,441	275

4. 避難者数（冬 1 8 時）

(単位：人)	夜間人口	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
真庭市	48,964	11	8	19	10	10	20	6	13	19
岡山県	1,945,276	225,445	116,732	342,177	116,298	54,112	170,410	34,810	81,223	116,033

第3項 土砂災害

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する必要がある。

本市では、土砂災害警戒区域 1,393 箇所、特別警戒区域 771 箇所と県下でも多くの区域が点在しており、防災マップ等をとおして市民への周知と危険箇所からの早期避難を呼びかける必要がある。

第4項 洪水等

洪水等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、多発する浸水被害への対応を図るため水防法の一部改正（H27.5.20）により、想定しうる最大規模の洪水・内水等へのソフト対策を実施することになった。旭川及び備中川の水位周知河川については、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行う必要がある。

また、市北部は豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されており、暴風雪に対し、積雪による家屋の倒壊、独居老人等孤立による救急体制の機能停止、車両の立ち往生による交通渋滞の発生などへの対策が必要である。

2 被害想定となる過去の災害

市内で発生した大きな災害の概要

1) 地震

昭和 30 年以降、岡山県で震度 4 以上を観測した地震は次のとおりである。

(1) 昭和 43 年 8 月 6 日（豊後水道 M6.6）（岡山 4）

岡山県では岡山市、玉野市で震度 4 を観測した。特に人的被害、物的被害は発生していない。

(2) 平成 7 年 1 月 17 日兵庫県南部地震（大阪湾 M7.3）（岡山 4）

1 月 17 日 05 時 46 分頃、大阪湾、深さ 16km でマグニチュード 7.3 の地震が発生した。死者 6,434 人、負傷者 43,792 人、全壊及び半壊棟数 249,180 棟の大きな被害をもたらした。岡山県では、岡山市、津山市で震度 4 を観測し、軽傷 1 人と特に大きな人的被害、物的被害は発生していない。

(3) 平成 12 年 10 月 6 日鳥取県西部地震（鳥取県西部 M7.3）（岡山 5 強）

10 月 6 日 13 時 30 分ころ、鳥取県西部、深さ 9km でマグニチュード 7.3 の地震が発生した。岡山県では、哲多町、落合町、大佐町、新見市、美甘村で震度 5 強を観測した。負傷者 18 人、住家全壊 7 棟、半壊 31 棟、一部破損 943 棟、岡山市、新見市、大佐町、勝山町、八束村で 1,167 戸が断水となり、国道 181 号等で落石により通行止めとなった。

(4) 平成 13 年 3 月 24 日 芸予地震（安芸灘 M6.7）（岡山 4）

岡山県では負傷者 1 人、18 棟の住宅が一部損壊、1,148 戸で停電の被害が発生した。

(5) 平成 14 年 9 月 16 日（鳥取県中部 M5.5）（岡山 4）

9 月 16 日 10 時 10 分頃、鳥取県中部、深さ 10km でマグニチュード 5.5 の地震が発生した。岡山県における震度は、八束村、中和村、川上村、上斎原村、湯原町、落合町で震度 4 が観測された。岡山県においては、特に人的被害、物的被害は発生していない。

(6) 平成 18 年 6 月 12 日（大分県西部 M6.2）（岡山 4）

岡山県においては、特に人的被害、物的被害は発生していない。

(7) 平成 19 年 4 月 26 日（愛媛県東予 M5.3）（岡山 4）

岡山県においては、特に人的被害、物的被害は発生していない。

(8) 平成 25 年 4 月 13 日（淡路島付近 M6.3）（岡山 4）

岡山県においては、特に人的被害、物的被害は発生していない。

(9) 平成 26 年 3 月 14 日（伊予灘 M6.2）（岡山 4）

岡山県における震度は、16 市町で震度 4 を観測した。岡山県においては、負傷者 4 人、非住家被害 5 棟。

2) 風水害

昭和 30 年以降の真庭市合併前の旧町村に災害救助法が適用された災害やその他の災害で人的被害、住家被害を中心とした主な風水害は次のとおりである。

(1) 昭和 34 年 7 月 5 日 局地豪雨

7 月 5 日 16 時～7 月 6 日 2 時の間に 220mm の雨量を記録し、7 月 5 日 20 時 40 分までの 1 時間最大雨量 81.5mm に達した。蒜山地域の被害は、死者 1 人、住家全半壊 12 戸、住家流出 4 戸、床上浸水 113 戸、田畑流出 810ha、道路決壊 47 ヶ所、橋梁流出 48 ヶ所、堤防決壊 39 ヶ所の大きな被害となった。

(2) 昭和 38 年 7 月 11 日 集中豪雨

県下 1 市 12 町 2 村に災害救助法が適用され、死者 1 人、住家全壊 43 戸、半壊 172 戸、床上浸水 3,721 戸の大きな被害となった。合併前の真庭市旧町村内においても多くの農作物被害、田畑の流出や冠水被害、一部で土木被害をもたらした。

(3) 昭和 47 年 7 月 9 日～13 日 集中豪雨

梅雨前線が停滞し活発化したため、7 月 9 日～7 月 13 日の間に 405mm の雨量を記録し、県下 4 市 17 町に災害救助法が適用され、死者 16 人、負傷者 43 人、住家全壊 270 戸、半壊 516 戸、床上浸水 3,588 戸の大きな被害をもたらした。北房町、落合町においても災害救助法が適用され、死物 2 人、負傷者 9 人、住家の全壊 9 戸、半壊 39 戸、浸水家屋 2,162 戸とあわせ、各所において道路決壊、橋梁流出などの土木被害をもたらした。

(4) 昭和 56 年 7 月 13 日 局地集中豪雨

7 月 13 日 13 時～23 時の間に 268mm の雨量を記録し、1 時間最大雨量は 14 時～15 時にかけて 77mm に達し、美甘村や湯原町において死者 2 人、負傷者 3 人、住家全壊 23 戸、半壊 63 戸、床上浸水 125 戸の大きな被害となり、湯原町には災害救助法が適用された。

(5) 平成 3 年 9 月 27 日台風第 19 号

台風第 19 号により、最大瞬間風速 25m/s 以上の暴風が吹き荒れ、落合町においては、半壊 1 戸、一部損壊 31 戸、家屋損傷 558 戸、農業施設の損壊、多くの林業被害、北房町では、全壊 1 戸、半壊 3 戸、家屋損傷 276 戸、川上村においても、家屋損傷 39 戸の被害を受けた。

(6) 平成 10 年 10 月 17 日 台風第 10 号

台風第 10 号による 10 月 16 日から 18 日にかけての集中豪雨により、県中北部を中心に大きな被害を受けた。

岡山県においては死者 5 人、全壊 19 棟、床上浸水 2,668 棟となり、1 市 3 町に災

害救助法が適用された。合併前の真庭市旧町村内においても多くの農作物被害、田畑の流出や冠水被害、土木被害、道路決壊、床下浸水等の被害をもたらし、落合町においては土石流が発生した。

(7) 平成 16 年 10 月 20 日 台風第 23 号

平成 16 年はこれまでの最多となる 10 個の台風が日本に上陸し、岡山県においても 5 市 4 町が災害救助法の適用を受けた 8 月 30 日の台風第 16 号、9 月 7 日の台風第 18 号、10 月 20 日の台風第 23 号により大きな被害を受けた。

台風第 23 号による暴風雨は、岡山県全域で死者 7 人、負傷者 34 名、全壊 13 戸、半壊 54 戸、一部破壊 5,193 戸、床上浸水 352 戸、床下浸水 1,465 戸の被害をもたらし、合併前の真庭市旧町村においても負傷者 5 人、半壊 19 戸、一部破壊 292 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 5 戸、公共建物被害 20 棟、道路損壊 49 箇所、がけ崩れ 5 箇所、水道断水 200 戸、電話不通 800 戸、停電 5,200 戸の被害を受けた。

また、岡山県北一帯においては、森林が風倒木の大被害を受け被害面積は津山市、勝山町、東栗倉村、富村、鏡野町、久世町、奈義町など 54 市町村で 5,483 ヘクタールに及び農林激甚災害の指定を受けた。

(8) 平成 23 年 9 月 2 日～4 日 台風第 12 号

紀伊半島では、8 月 30 日 17 時からの総降雨量は広い範囲で 1,000mm を超え、奈良県では 72 時間雨量が 1,652mm と国内の観測記録を大幅に上回り、総降雨量は 1,808.5mm に達した。この影響により全国で死者 73 人、行方不明者 19 人と甚大な被害をもたらした。

また、真庭市内においても、降り始めからの総雨量が蒜山上長田で 374mm を記録し、河川増水により各地で避難判断水位を超えた。草加部地区では河川氾濫の危険性が高まったことにより避難準備・高齢者等避難開始が発令され、一時 109 人が自主避難するなど市内全域で 86 世帯 183 人自主避難した。さらに、湯原ダムの放水量が最高毎秒約 490 トンに及び、湯原温泉の泉源ポンプ施設が浸水し旅館などへの温泉供給がストップするなど、観光施設にも大きな被害を与えた。

(9) 平成 25 年 7 月 15 日 集中豪雨

上空の寒気と南からの暖かく湿った気流の影響で、局地的に積乱雲が発達したことにより、解析雨量では真庭市付近で午前 10 時までの 1 時間に約 100mm の猛烈な雨となった。上長田地域気象観測所では最大 1 時間降雨量が 73.0mm、日降水量が 222.0mm を観測し 7 月の極値を更新するなど、北部を中心に大雨となった。

蒜山、湯原地区で床上浸水 17 戸、床下浸水 120 戸、また、蒜山では配水池の水源へ濁流が流入したことによる断水で、約 800 戸 2,070 人が影響を受けた。

(10) 平成 30 年 7 月 4～6 日 集中豪雨(西日本豪雨)

梅雨前線が中国地方を南下し、真庭市内全域にはじめて大雨特別警報が出され、真庭市下砦部で時間最大 38 mm(7 月 6 日)、3 日間降水量は真庭市久世で 415.5 mmを観測した。

真庭市では人的被害はなかったが、住家等の被害は全半壊、一部破損 19 棟、浸水は床上 38, 床下 83 棟などで、災害救助法の適用を受けている。公共交通機関では、JR 姫新線が土砂災害により約 1 か月にあたり運転が見合わせとなり、バスによる代行輸送が行われた。

3) その他災害

(1) 平成 17 年 12 月 21 日～25 日の大雪

12 月 24 日には蒜山上長田で、12 月の最深積雪が歴代 1 位(98 cm)となり、記録的な大雪となった。

市では平成 18 年 1 月 5 日に真庭市雪害対策本部及び現地雪害対策本部を設置して不測の事態に備える体制整備を行い、消防団が独居老人や高齢者世帯等の雪降ろしのため出動した。

蒜山地域を中心に積雪による住家の一部損壊 18 戸、非住家の全壊 11 棟、半壊 3 棟の被害が発生した。

(2) 平成 29 年 1 月 23 日～24 日の大雪

西日本上空に強い寒気が流れ込み真庭市蒜山上長田で 129 cmの積雪を観測した。24 日 60 代の女性が落雪に埋もれ死亡、また、屋根の雪下ろし作業で 60 代の男性が死亡した。鳥取県との県境付近では国道で車両が立ち往生するなど交通機関に大きな乱れが生じた。

出典：災害履歴の被害件数等については、合併前 9 町村の地域防災計画書、岡山県地域防災計画（資料編）、おかやま防災ナビ、災害発生状況等を取りまとめた。なお、自治体の名称は災害発生時のものを使用している。

3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

起きてはならない最悪の事態に関しては、国の基本計画及び県地域計画を参考にしながら、真庭市の特性を踏まえ、32の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を以下のとおり設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1 人命の保護が最大限図られること	1-1)	住宅・建物・不特定多数が集まる施設の倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-2)	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-4)	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1)	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
	5-2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

	5-4)	食料等の安定供給の停滞
6 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3)	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4)	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
7 重大な二次災害を発生させない	7-1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺
	7-3)	ため池、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4)	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5)	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「個別施策分野」を設定する。また、各目的の早期の実現を図るため、施策同士を効率的、効果的に組み合わせる「横断的分野」を設定する。

【個別施策分野】

①行政施策	行政機能／警察・消防等
②住環境	住宅・都市／情報通信
③医療福祉教育	保健医療・福祉・教育
④産業	エネルギー、産業構造
⑤交通物流	交通・物流
⑥農林	農林水産
⑦国土利用	国土保全、土地利用
⑧環境	環境

【横断的分野】

A	リスクコミュニケーション
B	老朽化対策

V. 脆弱性評価

1 脆弱性評価の実施手順

真庭市において取り組んでいる、あるいは予定している施策を整理し、それらの進捗状況や岡山県での取組み状況を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに脆弱性の評価を行った。更に、施策分野を明記した上で推進方針を検討した。

2 脆弱性評価の結果

脆弱性の評価結果について、「資料 1（左欄の脆弱性評価）」にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに示す。

VI. 国土強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性の評価結果を踏まえ、「資料 1（右欄の評価結果）」にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに推進方針を示す。

資料1の見方（P.25～）

事前に備えるべき8つの目標と
それぞれ設定した32のリスクシナリオ

資料1

リスクシナリオごとの脆弱性評価・推進方針一覧

目標1 人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅・建物・不特定多数が集まる施設の倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 住宅・病院・学校等の耐震化		
①住宅の耐震化 市民の地震に対する危機意識が小さく、耐震診断や改修が進んでいない状況にあり、引き続き市民の理解を得るため、広報等による支援制度の周知が必要である。	①住宅の耐震化 住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き県と連携を図りながら木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等への補助等を実施する。また、市民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、市民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	②住宅・都市
②大規模建築物・特定建築物の耐震化 災害時に拠点となる市庁舎、警察庁舎、救援・救護の拠点となる施設等の特定建築物については、概ね耐震化が進んでいるが、不特定多数の人が利用する建築物や共同住宅、事務所などの建築物について、耐震診断や改修が進んでいない状況にあることから、建物の倒壊等による利用者等への被害拡大を防ぐため、市民の理解を得ながら、広報等による支援制度の周知を行い、耐震化を一層促進する必要がある。	②大規模建築物・特定建築物の耐震化 特定建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き県と連携を図りながら、耐震改修工事等へ補助を実施する。また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	②住宅・都市
③社会福祉施設等の耐震化 市内で施設系サービスを提供する社会福祉施設等は、昭和56年施行の新耐震基準に全て適合している。引き続き、災害発生時に避難することが困難な方が多く入居する施設等の安全・安心を確保するため、耐震化だけでなく、スプリンクラー設備、防災改修、非常用自家発電設備等を整備し災害に備える必要がある。	③社会福祉施設等の耐震化 災害発生時に避難することが困難な方が多く入居する施設等の安全・安心を確保するため、スプリンクラー設備等整備、防災改修等、非常用自家発電設備、防犯対策及び安全対策などを進める。	③医療・福祉・教育
④教育・保育施設等の耐震化・老朽化対策 公立の保育園は6園、保育所型認定こども園は5園、幼保連携型認定こども園は6園、私立の保育園は1園、幼稚園は2園あり、昭和56年以降施工の新耐震基準に適合している園及び耐震工事が完了している施設は12園、耐震診断未実施園が9園ある。建築年も古く老朽化が進んでいる施設が多く、園児等が安心して園生活を送ることができるよう耐震化・改修を進める必要がある。	④教育・保育施設等の耐震化・老朽化対策 保育ニーズの高まりにより、幼稚園児が減少していることから、認定こども園化の検討を進めていく。	③医療・福祉・教育
⑤公立学校施設等の耐震化・老朽化対策 小・中学校施設の耐震化は完了しているが、建築から30年以上経過している施設もあり、法令等に基づいて定期的な点検を行い、老朽化対策を進めていく必要がある。特に、施設の維持管理については、従来の対症療法的な建替えを中心としたものから、事前の予防保全対策を中心とした「長寿命化」への転換が必要となっている。また、劣化した非構造部材の落下等の危険を防ぐために耐震点検及び改修を実施し安全性を確保する必要がある。	⑤公立学校施設等の耐震化・老朽化対策 学校施設の老朽化対策は、「真庭市学校施設マネジメント基本方針」に沿って、計画的な長寿命化改修を実施する。定期点検と非構造部材の耐震対策を行い、小・中学校施設の機能を維持するとともに児童生徒、教職員及び利用者の安全を確保する。	③医療・福祉・教育

脆弱性の評価結果について、「資料1（左欄の脆弱性評価）」に
リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに示す。

脆弱性の評価結果を踏まえ、「資料1（右欄の評価結果）」にリスクシナ
リオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに推進方針を示す。

2 施策の重点化

限られた財源の中で、計画の実効性を高め確保するためには、選択と集中の観点に立ち、計画に掲げる施策の重点化を図っていくことが必要である。このため、32のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の内、重要性、緊急性、波及性等の視点から15の施策を重点化プログラムとする。

事前に備えるべき目標	15のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 人命の保護が最大限図られること	1-1)	大地震による住宅・建物の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生【重点化】
	1-2)	ゲリラ的豪雨等のため浸水による多数の死傷者の発生【重点化】
	1-3)	大規模な土砂災害（土石流、崖崩れ）等による多数の死傷者の発生【重点化】
	1-4)	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生【重点化】
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-1)	被災地での食料・水・電力・燃料等生命に関わる物資・エネルギー供給の停止【重点化】
	2-3)	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足【重点化】
	2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生【重点化】
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下【重点化】
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止【重点化】
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2)	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響【重点化】
6 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1)	電力供給（発電電所、送配電設備）や石油・LPガス、サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止【重点化】
	6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止【重点化】
	6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止【重点化】
	6-4)	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止【重点化】
7 重大な二次災害を発生させない	7-5)	農地・森林等の被害による国土の荒廃【重点化】

目標1 人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅・建物・不特定多数が集まる施設の倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 住宅・病院・学校等の耐震化		
①住宅の耐震化 市民の地震に対する危機意識が小さく、耐震診断や改修が進んでいない状況にあり、引き続き市民の理解を得るため、広報等による支援制度の周知が必要である。	①住宅の耐震化 住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き県と連携を図りながら木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等への補助等を実施する。また、市民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、市民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	②住環境分野
②大規模建築物・特定建築物の耐震化 災害時に拠点となる市庁舎、警察庁舎、救援・救護の拠点となる施設等の特定建築物については、概ね耐震化が進んでいるが、不特定多数の人が利用する建築物や共同住宅、事務所などの建築物について、耐震診断や改修が進んでいない状況にあることから、建物の倒壊等による利用者等への被害拡大を防ぐため、市民の理解を得ながら、広報等による支援制度の周知を行い、耐震化を一層促進する必要がある。	②大規模建築物・特定建築物の耐震化 特定建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き県と連携を図りながら、耐震改修工事等へ補助を実施する。また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	②住環境分野
③社会福祉施設等の耐震化 市内で施設系サービスを提供する社会福祉施設等は、昭和56年施行の新耐震基準に全て適合している。引き続き、災害発生時に避難することが困難な方が多く入居する施設等の安全・安心を確保するため、耐震化だけでなく、スプリンクラー設備、防災改修、非常用自家発電設備等を整備し災害に備える必要がある。	③社会福祉施設等の耐震化 災害発生時に避難することが困難な方が多く入居する施設等の安全・安心を確保するため、スプリンクラー設備等整備、防災改修等、非常用自家発電設備、防犯対策及び安全対策などを進める。	③医療福祉教育分野
④教育・保育施設等の耐震化・老朽化対策 公立の保育園は6園、保育所型認定こども園は5園、幼保連携型認定こども園は6園、私立の保育園は1園、幼稚園は2園あり、昭和56年以降施工の新耐震基準に適合している園及び耐震工事が完了している施設は11園、耐震診断未実施園が9園ある。建築年も古く老朽化が進んでいる施設が多く、園児等が安心して園生活を送ることができるよう耐震化・改修等を進める必要がある。	④教育・保育施設等の耐震化・老朽化対策 保育ニーズの高まりにより、幼稚園児が減少していることから、認定こども園化の検討を進めていく。	③医療福祉教育分野
⑤公立学校施設等の耐震化・老朽化対策 小・中学校施設の耐震化は完了しているが、建築から30年以上経過している施設もあり、法令等に基づいて定期的な点検を行い、老朽化対策を進めていく必要がある。特に、施設の維持管理については、従来の対症療法的な建替えを中心としたものから、事前の予防保全対策を中心とした「長寿化」への転換が必要となっている。	⑤公立学校施設等の耐震化・老朽化対策 児童生徒、教職員及び利用者の安全を確保するために有資格者による専門的な定期点検を行い、学校施設の機能を維持する。また、「真庭市学校施設マネジメント基本方針」に沿って、計画的な長寿化改修を図る。	③医療福祉教育分野
⑥文化財の耐震化・老朽化対策 文化財建造物は、その性質上、防火や耐震性に問題があることから、文化財調査等により状況を把握したうえで、必要な防火設備や耐震対策の強化を図っていく必要がある。	⑥文化財の耐震化・老朽化対策 防火面においては、既設の消防設備の保守及び点検を滞りなく行い、火災発生時には即座に対応できるような防火意識の向上を継続して図る。また、木造文化財については地震に対する耐力が不足しているものもあることから、公開施設については、地震発生時に人的被害を最小限に抑えるため、迅速に避難誘導を行える体制づくりの整備を推進する。更に、文化財建造物に大規模修繕を行う場合には、文化財の価値を保ちながら建物倒壊を防ぐ耐震構造となるよう、各種助成制度等に取り組む。併せて、文化財調査時には図面等詳細データを作成し、被災後の復旧にも備える。	①行政施策
⑦病院施設の耐震化 国民健康保険湯原温泉病院は既に耐震化設計による耐震基準を満たしているが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に進める必要がある。	⑦病院施設の耐震化 国民健康保険湯原温泉病院は、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に進める。	③医療・福祉・教育
(2) 公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策		
①公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策 市の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「真庭市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後必要な施設を見極めて適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図る必要がある。	①公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策 公共建築物の老朽化対策について、「真庭市公共施設等総合管理計画」及び「真庭市公共施設再配置方針」に基づき、計画的な維持管理や施設の更新、再配置を推進する。	①行政施策分野
②庁舎・消防本部等の耐震化・老朽化対策 災害拠点となる真庭市本庁舎及び各振興局の庁舎については、耐震基準を満たしているが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に進める必要がある。 防災拠点となる消防庁舎の老朽化が進んでおり、建て替えなどを含めた機能強化が必要である。	②庁舎・消防本部等の耐震化・老朽化対策 公共建築物の老朽化対策について、「真庭市公共施設等総合管理計画」及び「真庭市公共施設再配置方針」に基づき、計画的な維持管理や施設の更新、再配置を推進する。	①行政施策分野
③集会所の耐震化・老朽化対策 集会所の災害等に対する安全性を向上させるため、集会所については必要に応じ改修を進めていく必要がある。	③集会所の耐震化・老朽化対策 集会所の災害等に対する安全性を向上させるため、引き続き必要に応じ改修補助を行っていく。	①行政施策分野

④社会教育施設・文化財関連施設の耐震化・老朽化対策 公民館・図書館の社会教育関連施設及び博物館・資料館等の文化財関連施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「真庭市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後必要な施設を見極めて適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図る必要がある。	④社会教育施設・文化財関連施設の耐震化・老朽化対策 公民館等の社会教育関連施設及び博物館・資料館等の文化財関連施設の耐震化・老朽化対策について、「真庭市公共施設等総合管理計画」及び「真庭市公共施設再配置方針」に基づき、計画的な維持管理や施設の更新、再配置を図る。	③医療福祉教育分野
⑤農業用ため池の耐震化・老朽化対策 豪雨や地震を原因とするため池の決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の耐震性等について調査を実施し、ハード面・ソフト面からの対策を進めている。引き続き、ため池等の施設の点検を実施していくとともに、地域住民、受益者の意向確認、理解を得るための体制づくりが必要である。	⑤農業用ため池の耐震化・老朽化対策 農業用ため池の安全調査を行い、対策が必要なため池については、内容を検討するとともに、地域住民、受益者の意向を確認し合意形成に取り組み、修繕・改修を推進する。	⑥農林分野
⑦観光施設等の耐震化 観光施設等に宿泊、又は滞在する観光客の安全・安心を確保するため、耐震化だけでなく防災改修やスプリンクラー設備、非常用自家発電設備等を整備し災害に備える必要がある。	⑦観光施設等の耐震化 災害発生時に被害を最小限度に留めるため、施設等の安全・安心を確保するため防災改修やスプリンクラー設備等整備、非常用自家発電設備の整備、防犯対策及び安全対策などを進めるとともに、適切な避難誘導ができるよう防災対策を進める。	④産業エネルギー分野
（３）市街地の防災対策		
①公園の防災対策 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される公園施設について、災害時に有効に機能するよう、防災上の観点からの維持管理を検討する必要がある。	①公園の防災対策 避難場所に指定されている公園など、利用者の利便性向上及び防災機能の充実を図る。	①行政施策分野
②幹線街路等の整備 市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び市民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地区毎の実情を踏まえつつ、「真庭市まちづくり計画」との整合性や、実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。	②幹線街路等の整備 市街地における災害発生時の防災機能確保に寄与する緊急輸送道路を補完する道路、都市計画道路や避難路の整備に向けた計画の策定を検討する。	⑤交通物流分野
③大型商業施設等の防災対策 不特定多数の人が利用する大型商業施設等の安全・安心を確保するため、耐震化だけでなく防災改修やスプリンクラー設備、非常用自家発電設備等を整備し災害に備える必要がある。	③大型商業施設等の防災対策 災害発生時に被害を最小限度に留めるため、施設等の安全・安心を確保するため防災改修やスプリンクラー設備等整備、非常用自家発電設備の整備、防犯対策及び安全対策などを進めるとともに、適切な避難誘導ができるよう防災対策を進めるよう周知を図る。	④産業エネルギー分野
（４）道路施設の防災対策		
①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 緊急輸送道路の一部に狭隘な箇所があり、災害時に緊急車両の通行が阻害される恐れがあるため、十分な幅員の確保など機能強化を図る必要がある。また、緊急輸送道路上を横断する跨道橋等についても、落橋などにより緊急輸送道路が通行不能とならないよう、老朽化及び耐震対策が必要である。	①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 緊急輸送道路の機能強化を図るため、国、県及びネクスコに対し、狭隘部解消や落石対策等の対策の実施を強く要望する。また、緊急輸送道路上を横断する市道、農道等の跨道橋等については、老朽化及び耐震対策を図る。	⑤交通物流分野
②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策 災害発生による緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路改良を効率的に行う必要がある。また、橋梁及びトンネルについては長寿命化計画に基づき、計画的に点検・補修を実施し、予防保全型の維持管理を推進する必要がある。	②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策 市街地や集落間を結ぶ重要な路線において道路改良や電線類の地中化等を進めるとともに、橋梁、トンネル及び道路舗装については長寿命化計画（個別施設計画）に基づき計画的な点検・補修に努める。特に橋梁の耐震対策については未着手であり、早急な状況把握と対策が必要である。また、道路のパトロールを定期的の実施し、適切な維持補修に努める。	⑤交通物流分野
③農道・林道の機能保全・老朽化対策 災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。	③農道・林道の機能保全・老朽化対策 農道・林道については、引き続き定期的な点検診断等を実施するとともに、必要な改良や老朽化対策等を推進する。	⑤交通物流分野
（５）空家対策		
①空家対策 大規模災害発生時における空家等の倒壊による、避難路の閉鎖や火災などの防止が課題であることから、倒壊のおそれがある危険な空家等の除却の促進など、空家等を発生させない仕組みづくりが必要である。	①空家対策 倒壊のおそれ等がある危険な空家等の適正管理を推進するため、「空家等対策計画」による取組を推進する。	②住環境分野
（６）防火対策・消防力強化		
①防火意識の普及・啓発 住宅火災による死者(全国)の約７０％は高齢者で、住宅用火災警報器については、設置から１０年の交換時期を迎え、住宅用火災警報器の未設置、機能不全による逃げ遅れで、助かる命が助からないおそれがある。このため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。	①防火意識の普及・啓発 防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、消火訓練、防火講話や広報媒体により更に防火思想を育み、特に住宅用火災警報器（運動型を推奨）の設置・更新を推進する。	①行政施策分野

②家具・機械設備等の転倒防止 一人暮らし高齢者などを対象に、家具を固定する器具の取り付けや、転倒防止対策について説明している。しかしながら、必要性は理解されているが設置までは至らない現状である。引き続き安全な生活環境を確保していくための取り組みを継続していく必要がある。	②家具・機械設備等の転倒防止 地震、火災による被害の軽減に向け、火災予防運動、自主防災組織の訓練等での普及・啓発を進める。	①行政施策分野
③消防力の強化 大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他市の消防本部との応援、受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。	③消防力の強化 国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他市の消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう訓練を実施する。また、真庭市消防本部が受援する側となった際の対応が重要となることから、受援計画に基づいて図上訓練を実施し、関係機関との連携強化を行う。また、今後様々な場面で活用が期待されるドローンの導入についても検討していく。	①行政施策分野
④消防団の充実 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。しかしながら、近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	④消防団の充実 県と連携を図りながら、消防団員の確保及び新入団員の加入促進を行う。機能別団員制度の導入のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努める。また、効率的で優れた機動力を確保するため組織、体制の再編等見直しを行い、新しい消防団として消防力の維持向上を図る。	①行政施策分野
⑤消防団員の安全確保 災害時の消防団員の安全確保のため、参集場所、活動要領等を定めたマニュアルにより、定期的に訓練を実施し安全性を高めていく必要がある。	⑤消防団員の安全確保 災害時における消防団の安全を確保するため、災害に対応した安全マニュアルを継続的に見直しするとともに、定期的に訓練を実施し団員の安全確保に努める。消防団の貸与被服や装備の充実を計画的に図っていく。	①行政施策分野
（７）避難場所の指定・確保		
①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 災害発生時における市民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、市民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。現在約360の指定緊急避難場所を指定しているが、大規模災害時における市民や観光客等の避難場所を確保していく必要がある。また、地域により収容人数に差があり、避難者が多い地域の避難場所の確保の検討が必要である。	①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 災害発生時における市民等の安全確保のため、引き続き指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を進めるとともに、避難者の多い地域の避難場所の確保に努める。また、避難所として有効に機能するために、各施設の状況及び設備等について整理を継続して行い、避難所の適切な開設に努める。	①行政施策分野
②福祉避難所の指定・協定締結 大規模災害が発生した場合には、福祉避難所への受入可能数が不足することや、避難所から福祉避難所への移送が必要となった場合の移送手段や移送人員などの体制を整備する必要がある。	②福祉避難所の指定・協定締結 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置、運営が行われるよう、福祉避難所の体制整備を行う。また、社会福祉施設等を運営している事業者に対して、災害時に、福祉避難所設置する旨の協定締結依頼を行い、福祉避難所の確保に努める。	③医療福祉教育分野
③福祉施設の安全対策 災害危険箇所等に立地している福祉施設の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた「要配慮者利用施設の避難確保計画」の作成を促進していく必要がある。	③福祉施設の安全対策 災害危険箇所等に立地している福祉施設が「要配慮者利用施設の避難確保計画」の作成が着実に進められるよう、県や関係団体と連携の上、施設管理者に計画作成を促す。	③医療福祉教育分野
④福祉（保育）施設の安全対策 園職員の防災意識の向上や、防災教育の知識技能等の指導力の養成を行うとともに、全ての園で「防災マニュアル」の見直しをすすめる等、園防災体制を整える必要がある。	④福祉（保育）施設の安全対策 全ての園で「要配慮者利用施設の避難確保計画」の作成は行っているが、災害時における安全確保のため、計画の見直し等を進めていく。	③医療福祉教育分野
⑤学校施設等の安全対策 学校施設は身近で重要な避難所であるが、老朽化により避難者の使用に配慮されていないため改修が必要である。	⑤学校施設等の安全対策 避難所としての環境を改善するため、老朽化による雨漏りが確認された屋根の改修及び既存学校施設のトイレ改修を推進する。また、照明のLED化や空調設備の設置など防災機能強化を計画的に進める。	③医療福祉教育分野
⑥防災教育の推進 災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であり、市内全ての小・中学校において、本市の地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育の充実を図っていく必要がある。	⑥防災教育の推進 市内全ての小・中学校において、緊急地震速報を活用した避難訓練や、避難後の子どもを保護者に引き渡す訓練を実施するとともに、引き続き教職員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。	③医療福祉教育分野
⑦学校・園の防災体制の確立 教職員の防災意識の向上や、防災教育の知識技能等の指導力の養成を行うとともに、全ての学校・園で防災マニュアルの策定を進める等、学校防災体制を整える必要がある。	⑦学校・園の防災体制の確立 市内全ての学校・園において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、防災マニュアルの作成を支援するとともに見直しを図り、避難所の機能充実や防災に係る研修会を開催し意識高揚を図る。	③医療福祉教育分野
（８）避難行動支援		
①避難所・避難路の整備 災害発生時に、市民や児童生徒等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、各地域に避難所を設置しているが、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直し等の状況の変化や、地震による建物倒壊での避難経路途絶も想定し、必要に応じて避難所等の見直しが必要である。また、自主防災組織等と連携しつつ、避難場所までの避難経路の設定についても進めていく必要がある。	①避難所・避難路の整備 災害発生時に、市民や児童生徒等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、引き続き、避難所の見直し、避難経路の点検・整備等を進めていく。また、状況に応じて適切に避難行動がとれるよう、避難訓練を実施していく。	③医療福祉教育分野

②避難行動要支援者名簿の作成 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成しているが、現在の名簿は真庭市社会福祉協議会から提供を受けた情報である。この登録情報以外にも要配慮者の抽出をする必要がある。	②避難行動要支援者名簿の作成 要支援者の対象を明確にし、情報把握を行うとともに管理システム等を導入し、関係課と協力しながら登録情報の毎年更新に努める。	①行政施策分野
③避難行動要支援者名簿の活用 災害発生時の避難者支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき要配慮者(避難行動要支援者)ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を進める必要がある。	③避難行動要支援者名簿の活用 避難行動要支援者名簿に登録がある方はもとより、新規登録希望者等状況は変化していくので各地区の自主防災組織、民生委員等と連携しながら、継続して「私の避難プラン（個別支援計画）」の策定を推進する。	①行政施策分野
④緊急避難場所としての集会所等整備 有事の際の避難場所として日ごろから集会所の耐震性や利便性を高めておく必要がある。	④緊急避難場所としての集会所等整備 集会所の老朽化対策等を進めていく上で、集会所等整備補助金の活用を促すなど地域の避難環境の整備について必要な支援をしていく。	①行政施策分野
⑤外国人に対する避難支援 災害発生時に、日本語での避難誘導や情報獲得が困難な外国人（観光客、労働者を含む）に対する対策が必要である。	⑤外国人観光客・労働者に対する避難支援 災害発生時に外国人に対する避難支援ができるよう、外国語ややさしい日本語のパンフレット等の整備を図る。市民・事業者に対し、外国人の避難者がいることを想定した訓練の必要性を周知する。	④産業エネルギー分野
1-2) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（１）河川改修等の治水対策		
①河川改修等の治水対策 洪水に対する安全性の向上を図るため、河川改修や河道内整備（河道掘削、樹木伐採）、水門、樋門、陸閘等の河川管理施設の適切な維持管理（運用体制含む）を実施していく必要がある。	①河川改修等の治水対策 洪水に対する安全性の向上を図るため、法定河川については計画的な河川改修、河道内整備（河道掘削、樹木伐採）の実施と、河川管理施設の適切な維持管理（運用体制含む）を行うよう、国、県に強力かつ継続的に働きかける。また、準用河川、普通河川についても、損傷個所の修繕や堆積土砂の撤去などを適切に推進する。	⑦国土保全・土地利用分野
（２）河川関連施設等の防災対策		
①内水危険箇所の被害防止対策 浸水対策における下水道の役割は、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨等に対し、内水排除を行うことで浸水被害の軽減を図ることである。今後も、中島北雨水ポンプ場の改築更新や浸水被害が発生しやすい地域にポンプ場、雨水管渠等の新設を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される浸水被害を未然に防止する必要がある。	①内水危険箇所の被害防止対策 家屋の浸水被害解消に向け、中島地区の浸水対策として中島北雨水ポンプ場の改築更新を進め、その他浸水被害が発生しやすい地域にポンプ場、雨水管渠等を検討する。	⑦国土保全・土地利用分野
②農業用ため池の防災対策 浸水範囲特定後、どのようなハザードマップを作成し周知するのか検討が必要であるとともに、将来にわたるため池の機能維持に向けて、管理マニュアルを基にした定期的な点検等を実施していく必要がある。	②農業用ため池の防災対策 避難行動が実施できるよう、ため池ハザードマップを作成し市民に周知する。	⑦国土保全・土地利用分野
③農業水利施設の防災対策・老朽化対策 老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、耕作者の高齢化、耕作放棄地の増加などにより老朽化している農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な対策を実施していく必要がある。	③農業水利施設の防災対策・老朽化対策 河川工作物や農業用排水路等について、国県補助事業、単市補助事業等の事業を活用し、機能不全による被害発生を防止する補強・改修等を実施する。また、受益者に適正な維持管理を行うよう指導する。	⑦国土保全・土地利用分野
（３）警戒避難体制の整備		
①真庭市防災マップの活用 洪水発生時における市民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水被害想定区域及び、土砂災害警戒区域等を掲載した真庭市防災マップを作成しているが、個々の状況に応じた事前の備えがなされるよう、災害リスクの周知や活用方法の啓発を行う必要がある。	①真庭市防災マップの活用 洪水や土砂災害の発生時における市民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、個々に応じた事前の備えがなされるよう真庭市防災マップの周知及び役立つツールとしての活用の啓発を行う。	①行政施策分野
②避難勧告等発令体制の整備 災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。また、孤立地域の発生や通行規制を想定して、周辺地域市民が迅速な避難を行い逃げ遅れの発生を防ぐために、必要なリードタイムが適切に確保できるようにする必要がある。	②避難勧告等発令体制の整備 避難勧告等を発令する場合の関係各課の役割分担について、「真庭市地域防災計画」に基づく大規模災害訓練等により、実効性を検証し改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。また、河川の洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、雨量予測等により災害危険性の早期把握に努めるとともに、県と連携を図りながら、旭川水害タイムラインの効率的運用やリエゾンを活用した連携協力関係の構築を進める。	①行政施策分野

③市民等への情報伝達手段の多様化 市民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、災害情報共有システム(Lアラート)、告知放送、防災メール、真庭市防災マップ、ホームページ、SNS等、多様な伝達手段の確保に努めている。防災メールの登録者数の向上を引き続き行いながら、避難勧告等を迅速・確実に市民等に伝達するため、多様な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。	③市民等への情報伝達手段の多様化 真庭市防災マップ、ホームページ、SNS等を活用し、情報発信をする。	①行政施策分野
④要配慮者等に対する避難情報伝達 災害発生時における要配慮者等の安全な避難を確保する必要がある。	④要配慮者等に対する避難情報伝達 要配慮者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達が行える体制の整備を推進する。	①行政施策分野
⑤要配慮者等に対する避難情報伝達（外国人） 増加している外国人技能実習生への情報伝達は、言葉の壁があるため受入事業所との連携体制が必要である。	⑤要配慮者等に対する避難情報伝達（外国人） 災害発生時に外国人に対する避難支援ができるように県が設置した「災害時多言語センター」との連携を図りながら、本年度より県が開始した「災害時多言語支援リーダー」の育成を図り、外国人被災者への迅速かつ円滑な災害救助活動を実施する体制づくりに努める。	④産業・エネルギー
⑥防災関係機関における情報伝達 災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「岡山県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施する必要がある。	⑥防災関係機関における情報伝達 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による計画的な情報伝達訓練の実施に努める。	①行政施策分野
（４）避難場所の指定・確保		
①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（再掲） １-１（７）①	①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（再掲） １-１（７）①	①行政施策分野
②福祉避難所の指定・協定締結（再掲） １-１（７）②	②福祉避難所の指定・協定締結（再掲） １-１（７）②	③医療福祉教育分野
③福祉施設の安全対策（再掲） １-１（７）③	③福祉施設の安全対策（再掲） １-１（７）③	③医療福祉教育分野
④福祉施設（保育）の安全対策（再掲） １-１（７）④	④福祉施設（保育）の安全対策（再掲） １-１（７）④	③医療福祉教育分野
⑤学校施設の安全対策（再掲） １-１（７）⑤	⑤学校施設の安全対策（再掲） １-１（７）⑤	③医療福祉教育分野
⑥防災教育の推進（再掲） １-１（７）⑥	⑥防災教育の推進（再掲） １-１（７）⑥	③医療福祉教育分野
⑦学校・園の防災体制の確立（再掲） １-１（７）⑦	⑦学校・園の防災体制の確立（再掲） １-１（７）⑦	③医療福祉教育分野
（５）避難行動支援		
①避難所・避難路の整備（再掲） １-１（８）①	①避難所・避難路の整備（再掲） １-１（８）①	①行政施策分野
②避難行動要支援者名簿の作成（再掲） １-１（８）②	②避難行動要支援者名簿の作成（再掲） １-１（８）②	①行政施策分野
③避難行動要支援者名簿の活用（再掲） １-１（８）③	③避難行動要支援者名簿の作成（再掲） １-１（８）③	①行政施策分野
④緊急避難場所としての集会所等整備（再掲） １-１（８）④	④緊急避難場所としての集会所等整備（再掲） １-１（８）④	①行政施策分野
⑤外国人に対する避難支援（再掲） １-１（８）⑤	⑤外国人に対する避難支援（再掲） １-１（８）⑤	④産業エネルギー分野
（６）消防力の強化		
①消防力の強化（再掲） １-１（６）③	①消防力の強化（再掲） １-１（６）③	①行政施策分野
②消防団の充実（再掲） １-１（６）④	②消防団の充実（再掲） １-１（６）④	①行政施策分野
③消防団員の安全確保（再掲） １-１（６）⑤	③消防団員の安全確保（再掲） １-１（６）⑤	①行政施策分野
１-３）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生		
脆弱性評価		推進方針
（１）警戒避難体制の整備（土砂災害）		施策分野
①避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供 土砂災害のおそれがある場合、市民の適切な避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、平時から市民に対して土砂災害警戒情報等について啓発を行う必要がある。	①避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供 土砂災害の危険性や早期避難の重要性について市民の理解促進を図るため、真庭市防災マップや広報紙、ホームページなどによる周知のほか、自主防災組織等の勉強会や防災訓練等の機会を通じての啓発に努める。	①行政施策分野
（２）土砂災害対策施設の整備・老朽化対策		
①大規模盛土造成地の滑動崩落対策 大規模盛土造成地は大地震や大雨によって、滑動崩壊を起こす可能性があるため、県が一次スクリーニング（大規模盛土造成地の把握、マップの作製、造成年代調査等）を行っており、対象となる造成地の場所や箇所数等危険箇所の把握を進める必要がある。	①大規模盛土造成地の滑動崩落対策 一次スクリーニング計画とその結果をふまえた二次スクリーニング調査（優先度評価）を実施するとともに災害に対する市民等の理解を深め、必要により滑動崩落防止対策の実施を検討する。	⑦国土保全・土地利用分野
（３）農山村地域における防災対策		

①農山村地域における防災対策 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。また、山林所有者の高齢化や木材需要の低迷により、施業意欲が低下したことで森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、水源かん養機能や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するための施策が必要である。	①農山村地域における防災対策 山林崩壊による洪水や土砂流出から農山村を守るために治山施設等を整備するとともに現施設の状況を調査して必要な老朽対策を実施する。また、森林の多面的機能を維持・発揮するために森林経営の集積化を進めることで適正かつ計画的な森林整備を推進する。	⑥農林分野
②農業用ため池の防災対策（再掲） 1-2（2）②	②農業用ため池の防災対策（再掲） 1-2（2）②	⑥農林分野
③農業水利施設の防災対策・老朽化対策（再掲） 1-2（2）③	③農業水利施設の防災対策・老朽化対策（再掲） 1-2（2）③	⑦国土保全・土地利用分野
（4）避難場所の指定・確保		
①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（再掲） 1-1（7）①	①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（再掲） 1-1（7）①	①行政施策分野
②福祉避難所の指定・協定締結（再掲） 1-1（7）②	②福祉避難所の指定・協定締結（再掲） 1-1（7）②	③医療福祉教育分野
③福祉施設の安全対策（再掲） 1-1（7）③	③福祉施設の安全対策（再掲） 1-1（7）③	③医療福祉教育分野
④福祉施設（保育）の安全対策（再掲） 1-1（7）④	④福祉施設（保育）の安全対策（再掲） 1-1（7）④	③医療福祉教育分野
⑤学校施設の安全対策（再掲） 1-1（7）⑤	⑤学校施設の安全対策（再掲） 1-1（7）⑤	③医療福祉教育分野
⑥防災教育の推進（再掲） 1-1（7）⑥	⑥防災教育の推進（再掲） 1-1（7）⑥	③医療福祉教育分野
⑦学校・園の防災体制の確立（再掲） 1-1（7）⑦	⑦学校・園の防災体制の確立（再掲） 1-1（7）⑦	③医療福祉教育分野
（5）情報通信の確保		
①情報通信環境の強化 大規模な土砂災害等の発生する状況では、通信ケーブルの断線による通信途絶が想定される。情報通信利用環境として、多様な通信体制を整備していく必要がある。また、次世代通信システム導入の検討を行う必要がある。	①情報通信環境の強化 災害発生時の通信途絶を防ぐために、通信経路の冗長化等の機能強化を推進していくとともに、情報通信利用環境の充実を図る。また、次世代通信システムの導入検討を行う。	①行政施策分野
（6）避難行動支援		
①避難所・避難路の整備（再掲） 1-1（8）①	①避難所・避難路の整備（再掲） 1-1（8）①	①行政施策分野
②避難行動要支援者名簿の作成（再掲） 1-1（8）②	②避難行動要支援者名簿の作成（再掲） 1-1（8）②	①行政施策分野
③避難行動要支援者名簿の活用（再掲） 1-1（8）③	③避難行動要支援者名簿の活用（再掲） 1-1（8）③	①行政施策分野
④緊急避難場所としての集会所等整備（再掲） 1-1（8）④	④緊急避難場所としての集会所等整備（再掲） 1-1（8）④	①行政施策分野
⑤外国人に対する避難支援（再掲） 1-1（8）⑤	⑤外国人に対する避難支援（再掲） 1-1（8）⑤	④産業エネルギー分野
（7）消防力の強化		
①消防力の強化（再掲） 1-1（6）③	①消防力の強化（再掲） 1-1（6）③	①行政施策分野
②消防団の充実（再掲） 1-1（6）④	②消防団の充実（再掲） 1-1（6）④	①行政施策分野
③消防団員の安全確保（再掲） 1-1（6）⑤	③消防団員の安全確保（再掲） 1-1（6）⑤	①行政施策分野
1-4） 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（1）道路交通の確保		
①道路交通の確保 広域的な豪雪等の発生を想定し、市民生活と経済活動の停滞を防ぐため、道路交通の確保が重要な課題となってくることから、民間委託業者や除雪機械の確保など除雪体制の強化が必要である。	①道路交通の確保 豪雪等の異常気象が発生した場合、市民生活と経済活動の停滞を防ぐため、道路交通の確保が重要な課題となってくることから、適切な除排雪を推進するとともに、民間委託業者の存続や除雪オペレータ不足、除雪機械の維持などの課題を受け、除雪機械の確保や施設整備を含めた除雪体制の強化を検討する。	⑤交通物流分野
（2）消防力の強化		
①消防力の強化（再掲） 1-1（6）③	①消防力の強化（再掲） 1-1（6）③	①行政施策分野
②消防団の充実（再掲） 1-1（6）④	②消防団の充実（再掲） 1-1（6）④	①行政施策分野
③消防団員の安全確保（再掲） 1-1（6）⑤	③消防団員の安全確保（再掲） 1-1（6）⑤	①行政施策分野
（3）避難行動支援		
①避難所・避難路の整備（再掲） 1-1（8）①	①避難所・避難路の整備（再掲） 1-1（8）①	①行政施策分野
②避難行動要支援者名簿の作成（再掲） 1-1（8）②	②避難行動要支援者名簿の作成（再掲） 1-1（8）②	①行政施策分野
③避難行動要支援者名簿の活用（再掲） 1-1（8）③	③避難行動要支援者名簿の活用（再掲） 1-1（8）③	①行政施策分野
④緊急避難場所としての集会所等整備（再掲） 1-1（8）④	④緊急避難場所としての集会所等整備（再掲） 1-1（8）④	①行政施策分野
⑤外国人に対する避難支援（再掲） 1-1（8）⑤	⑤外国人に対する避難支援（再掲） 1-1（8）⑤	④産業エネルギー分野

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 支援物資等の供給体制の確保		
①非常物資の備蓄 市が備蓄すべき物資の決定と計画的な備蓄を図る必要がある。	①非常物資の備蓄 市が備蓄すべき物資の決定と計画的な備蓄を推進する。市民自らが3日分の食料を備蓄することを基本とし、これを一層促進する取組を進めていくとともに、必要な物資の調達に関する協定の締結を一層推進する。	①行政施策分野
②非常物資の備蓄（学校） 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫等を有する学校給食施設を整備する必要がある。また、災害発生時に帰宅困難となる児童生徒及び教職員が発生する可能性があり、学校内に長期滞在を想定した場合の食料・飲料水を常備しておく必要がある。	②非常物資の備蓄（学校） 新たに学校給食施設を整備する場合は、近隣避難所の収容人数を勘案し、飲料・飲用水を備蓄する。また、炊き出しに必要な備品類を配備する。また、児童生徒及び教職員用に学校に備蓄すべき物資の決定と計画的な備蓄を図る。	③医療福祉教育分野
③石油燃料供給の確保 災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が円滑に優先供給される体制づくりが必要である。	③石油燃料供給の確保 燃料供給事業者との連携を強化し、災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が円滑に優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、一定程度の備蓄についても検討する。	①行政施策分野
④避難所等への燃料等供給の確保 災害発生時に電力や燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設の運営、緊急車両等の運行が懸念され、対策が必要である。	④避難所等への燃料等供給の確保 災害発生時において、必要な施設等に電力や石油燃料が円滑に優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、一定程度の備蓄についても検討する。	①行政施策分野
⑤災害応援の受入体制の構築 大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくためには、人員が不足することとなる。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。	⑤災害応援の受入体制の構築 災害発生時に迅速かつ速やかに他自治体からの応援を受け入れることができるよう、業務継続計画により不足する業務及び人員を把握し、受援計画を策定していくとともに、個々の相互応援協定について運用マニュアルや訓練により定期的に確認し、訓練・研修等により業務継続計画の充足を図り、実効性を高める。	①行政施策分野
⑥救援物資等の受援体制の構築 災害発生時、物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整施設及び受入れ物資の分配について検討の上、受援体制を構築する必要がある。	⑥救援物資等の受援体制の構築 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、更に多く災害発生時の物資供給等に係る協定を締結し、受援体制の構築を推進する。	①行政施策分野
⑦要配慮者（難病疾患等）等への支援 難病疾患がある要配慮者リスト（同意を得ている者のみ）の提供を真庭保健所から受けているが、災害発生時、医療機関等の空床状況を速やかに把握するなど、関係機関と円滑に連絡できる体制の構築が必要である。	⑦要配慮者等への支援 災害発生時であっても医療機関をはじめ各関係機関と円滑に連絡できる体制の構築を進めるとともに、医療機関に対して、協定締結を依頼し、災害時における難病患者等の受入体制の確保に努める。	③医療福祉教育分野
⑧災害用医薬品等の確保 災害発生時に使用する医薬品等を確保するため、関係機関と協定を締結するとともに、防災訓練の実施などを通じて、連携体制を強化していく。また、緊急時に災害拠点病院をはじめ、市内各病院が必要とする医薬品を速やかに送り届ける取り組みを進める必要がある。	⑧災害用医薬品等の確保 災害発生時に使用する医薬品等を確保するため、関係機関と協定を締結するとともに、防災訓練の実施などを通じて、連携体制の強化を図る。	①行政施策分野
(2) 防災拠点の整備		
①防災拠点の整備 大規模災害発生時における、避難者の受入、防災関係機関の受入基地、救援物資集積場所、備蓄倉庫、孤立地域内の防災拠点等の広域的な防災拠点の整備について、市及び民間施設を含めて検討する必要がある。	①防災拠点の整備 避難者、防災関係機関の受入基地、救援物資集積場所、備蓄倉庫、広域的な防災拠点など、市及び民間施設を含めて整備を検討する。	①行政施策分野
(3) 水道施設の防災対策		
①水道施設の耐震化・老朽化対策 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進め、人口減少を踏まえた経営や資産管理を進め、施策を推進する必要がある。	①水道施設の耐震化・老朽化対策 災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化等による経営の効率化を推進し、施設・管路の重要度・優先度をふまえた計画的な更新を推進する。	④産業エネルギー分野
②水道施設の応急給水対策 災害時における水道施設及び管路の被害が発生時に、被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、応急給水のための体制を整えるとともに速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材の整備を図る。	②水道施設の応急給水対策 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害時の応急給水や応急復旧の防災訓練等を引き続き行い、必要に応じて応急給水体制の見直し、災害用備蓄資材の更新を図るとともに、災害時における民間事業者等との支援体制の確立を促進する。	④産業エネルギー分野
(4) 道路施設の防災対策		
①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）①	①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）①	⑤交通物流分野
②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）②	②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）②	⑤交通物流分野
③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③	③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③	⑤交通物流分野

（５）食料生産体制の強化		
①食料生産体制の強化 農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等が顕在化している。災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。	①食料生産体制の強化 総合計画等に基づき、自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進するとともに、産地としての持続性を確保し、収益力を向上に取り組む。	⑥農林分野
②農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策 高齢化による離農が進んでいる中、産地維持を図るため新規就農者や規模拡大を行う農業者を支援している。豪雨や台風によるハウスの被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であり、パイプハウス整備や農業用機械の導入等農業者への支援を実施する必要がある。	②農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策 安定した農業生産を確保するため、引き続き、農業用ハウス強靱化緊急対策事業・強い農業担い手づくり総合支援事業等により、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。	⑥農林分野
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（１）集落の孤立防止対策		
①集落の孤立防止対策 近年多発する集中豪雨等により、多数の道路が寸断され孤立するなどの事態が生じるおそれがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組む必要がある。	①集落の孤立防止対策 災害発生時の集落の孤立防止に向け、関係機関と連携を図りながら、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握し、代替ルートの検討や通行確保対策を進めていく。	①行政施策分野
（２）孤立集落発生時の救援体制の構築		
①孤立集落発生時の救援体制の確保 県及び近隣市町や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に救援する内容について検討する。また、道路途絶が発生し物資の輸送が困難になった場合も想定し、補給方法も含めた備蓄計画を検討する必要がある。	①孤立集落発生時の救援体制の確保 災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、代替ルートの検討や国・県への交通防災対策の要望を実施する。	①行政施策分野
②防災拠点の整備（再掲） 2-1（２）①	②防災拠点の整備（再掲） 2-1（２）①	①行政施策分野
（３）代替輸送手段の確保		
①代替輸送手段の確保 情報孤立地域に対し輸送車両、ヘリコプター等による輸送基地を仮設するなど関係機関への要請による環境整備を行う必要がある。	①代替輸送手段の確保 情報孤立地域に対し代替輸送手段を確保するため関係機関への要請、派遣のシステムの速やかな構築を図る。	①行政施策分野
（４）情報通信の確保		
①情報通信環境の強化（再掲） 1-3（５）①	①情報通信環境の強化（再掲） 1-3（５）	①行政施策分野
②情報通信の確保 情報孤立地域に対し通信基地を仮設するなど関係機関への要請による環境整備が必要である。	②情報通信の確保 情報孤立地域に対し通信基地を仮設するなど関係機関への要請し通信環境の確保に努める。	①行政施策分野
（５）道路施設の防災対策		
①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）①	①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）①	⑤交通物流分野
②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）②	②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）②	⑤交通物流分野
③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（４）③	③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（４）③	⑤交通物流分野
2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（１）防災関連施設の耐震化・老朽化対策		
①庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（２）②	①庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（２）②	①行政施策分野
（２）災害対策本部機能の強化		
①災害対策本部機能の強化 災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。また、情報収集・情報共有について迅速化を図るため、情報伝達手段の多様化を進めていく必要がある。	①災害対策本部機能の強化 災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証し、適宜見直しを行う。また、情報収集・情報共有についての迅速化を図るため、現地とのウェブ会議等の情報伝達手段の多様化を進めていく。	①行政施策分野
（３）関係機関の連携強化・防災訓練の推進		
①災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化 大規模災害時、消防施設や設備等の被災により十分な災害対応ができなくなる恐れがあることから、県内の消防力では対処できない場合の緊急消防援助隊等を受け入れる体制について、受援計画の充実、見直しが必要である。	①災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化 広域にわたる大規模災害に係る人命救助、捜索活動に従事するため、災害用装備資機材等の整備、緊急消防援助隊の応援・受援計画を充足させ、受援体制の構築を図る。	①行政施策分野
②医療従事者確保に係る連携体制 災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、医師会との連携強化も図っていく必要がある。	②医療従事者確保に係る連携体制 災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携を強化する。また、災害時における関係機関との情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。	③医療福祉教育分野

③総合防災訓練等の実施 近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動の不足に備え、自主防災組織等の活用や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。	③総合防災訓練等の実施 大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域市民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域市民の参加のもと、消防団、自主防災組織等との連携や応援派遣等の他からの受援を含めた応急体制の確立等、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。あわせて、総務省中国総合通信局との連携や、衛星電話回線等による情報伝達訓練の実施に努める。	①行政施策分野
④図上訓練の実施 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、県が実施する図上訓練に参加している。被害が甚大な状況であっても必要な災害対応が行えるよう職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。	④図上訓練の実施 災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携し被災した状況であっても適切な応急対策が実施できるよう、引き続き県の図上訓練に参加するとともに、市独自の訓練実施に努める。	①行政施策分野
（４）救助・救急活動等の体制強化		
①救急・救助活動等の体制強化 災害発生時における救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上の再教育や、教育体制及び救急活動の検証の充実・強化が必要である。また、消火・救助体制強化のため職員の確保と若手職員の早期育成が必要である。	①救急・救助活動等の体制強化 救急救命士の新規育成と指導救命士を養成を継続し、救急救命士の教育及び救急活動の検証体制の構築を図る。また、警防(指揮・消火・救急・救助)の各分野での、指導的立場の職員養成のため各種研修等への派遣を行う。	①行政施策分野
②消防力の強化（再掲） 1-1（６）③	②消防力の強化（再掲） 1-1（６）③	①行政施策分野
③消防団の充実（再掲） 1-1（６）④	③消防団の充実（再掲） 1-1（６）④	①行政施策分野
④消防団員の安全確保（再掲） 1-1（６）⑤	④消防団員の安全確保（再掲） 1-1（６）⑤	①行政施策分野
（５）支援物資等の供給体制の確保		
①災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（１）⑤	①災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（１）⑤	①行政施策分野
②救援物資等の受援体制の構築（再掲） 2-1（１）⑥	②救援物資等の受援体制の構築（再掲） 2-1（１）⑥	①行政施策分野
2-4） 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（１）防災拠点の整備		
①防災拠点の整備（再掲） 2-1（２）①	①防災拠点の整備（再掲） 2-1（２）①	①行政施策分野
（２）帰宅困難者の避難体制の確保		
①遠距離通勤者、観光客等に対する広域避難の強化 災害発生時に地域市民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保する必要がある。市内への遠距離通勤者や観光客等が市内滞在中に災害発生により帰宅困難となった場合、市内避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、市内宿泊施設等への収容要請や周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。	①遠距離通勤者、観光客等に対する広域避難の強化 遠距離通勤者や観光客等が被災し、帰宅経路が遮断され帰宅困難となった場合にあっては、市内宿泊施設への一時収容の対応マニュアルを作成し、円滑な避難旅行者等への安全確保を図る体制を整える。	④産業エネルギー分野
②外国人等に対する情報通信環境の強化 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できる Wi-Fi 設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う必要がある。	②外国人等に対する情報通信環境の強化 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できる Wi-Fi 設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う。	④産業エネルギー分野
（３）支援物資等の供給体制の確保		
①非常物資の備蓄（再掲） 2-1（１）①	①非常物資の備蓄（再掲） 2-1（１）①	①行政施策分野
②災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（１）⑤	②災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（１）⑤	①行政施策分野
③救援物資等の受援体制の構築（再掲） 2-1（１）⑥	③救援物資等の受援体制の構築（再掲） 2-1（１）⑥	①行政施策分野
④応急給水資機材の整備（再掲） 2-1（３）②	④応急給水資機材の整備（再掲） 2-1（３）②	④産業エネルギー分野
（４）防災情報提供体制の強化		
①情報通信環境の強化（再掲） 1-3（５）①	①情報通信環境の強化（再掲） 1-3（５）	①行政施策分野
2-5） 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（１）病院・福祉施設等の耐震化		
①社会福祉施設等の耐震化（再掲） 1-1（１）③	①社会福祉施設等の耐震化（再掲） 1-1（１）③	③医療福祉教育分野
②病院施設の耐震化（再掲） 1-1（１）⑦	②病院施設の耐震化（再掲） 1-1（１）⑦	③医療福祉教育分野
（２）災害発生時における医療提供体制の構築		
①災害時医療の連携体制 災害発生時には関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が予想されるため、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要であり、引き続き、公的医療機関や医師会と連携していく必要がある。	①災害時医療の連携体制 関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討の上、マニュアルの見直しを進める。また、大規模災害発生時に市の医療班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。	①行政施策分野

②救急医療体制の充実 市内の救急医療体制の充実を図るため、医師会の協力により病院当番制により救急医療体制の確保が図られている。引き続き、災害発生時における救急医療体制の確保のため、県、医師会、関係機関との連携を進める必要がある。また、市内各所にAEDを適正に配置する必要がある。	②救急医療体制の充実 市内の救急医療体制の充実を図るため、引き続き、近隣市町との連携を図りながら、県、医師会、関係機関等の協力を得て、当番病院の確保に努める	③医療福祉教育分野
③地域医療の確保 災害発生時においても必要な地域医療を確保するため、医師会や県と連携しながら医師などの確保に努める必要がある。	③地域医療の確保 災害発生時においても、地域での医療提供が可能となるように、医師会や県と連携しながら、医師等の確保に努める。	③医療福祉教育分野
（３）要配慮者への支援等		
①要配慮者（難病疾患等）等への支援（再掲） 2-1（１）⑦	①要配慮者（難病疾患等）等への支援（再掲） 2-1（１）⑦	③医療福祉教育分野
②心のケア体制の確保 被災時は、平常時より強いストレスにさらされるため、災害後の心身の不調は様々な時期とタイミングで現れることから、災害時のストレスに対する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。	②心のケア体制の確保 災害時のストレスの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続きストレスへの適切な対処や心の病気について情報提供・啓発を行う。また、心の健康づくりの必要性、望ましい支援を啓発し、地域全体で声かけや見守り活動を進めるとともに、必要な人が専門機関へ早期に相談ができるように促していく。	③医療福祉教育分野
③児童生徒の心のサポート 被災による急性ストレス障害や心的外傷ストレス障害等の発症が心配され、児童生徒の心理的サポートを行う必要があることから、スクールカウンセラー等の派遣により児童生徒の心のサポート体制を拡充する必要がある。	③児童生徒の心のサポート 災害が発生した時には、安否確認とともに被災状況を確認するとともに、被災した児童生徒を中心に保健指導や教育相談を行う。また、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）との連携を図る等、引き続き児童生徒等の心をケアする体制を整備する。	③医療福祉教育分野
（４）道路施設の防災対策		
①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）①	①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）①	⑤交通物流分野
②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）②	②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）②	⑤交通物流分野
③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（４）③	③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（４）③	⑤交通物流分野
2-6）被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
脆弱性評価		推進方針
（１）感染症対策		施策分野
①避難所における良好な生活環境の確保 災害発生時には、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村間相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結をしているが、引き続き、公的備蓄をすすめて関係機関、業者等と協力・連携する体制を構築するとともに、生活環境向上のための整備を進めていく必要がある。	①避難所における良好な生活環境の確保 災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難所の整備を進めていく。また、避難所における生活環境向上のため、災害時の物資の調達に関する協定の締結や公的備蓄を推進するとともに受援体制を強化する。	①行政施策分野
②避難所における良好な生活環境の確保（施設整備） 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、トイレの整備が最優先される。また、感染症のまん延を防止するための施設整備を行う必要がある。	②避難所における良好な生活環境の確保（施設整備） 便器の洋式化、床の乾式化を実施し、誰もが安心して使用できるトイレに改修する。また、感染症対策として網戸を設置することで換気機能を向上させる。	③医療福祉教育分野
③感染症への意識向上及び対応策の整備 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、保健所等関係団体と連携し、対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。また、感染症への意識向上のため、市民や関係者に対して研修会等による普及啓発を進めている。しかし、災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまであまり行われていないことから、今後、起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。	③感染症への意識向上及び対応策の整備 各種感染症発生時、関係する部署において業務が円滑に行えるようにするため、関連マニュアルや計画に基づき、保健所等と連携し感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。また、感染症発生時に備えた資材の確保や体制整備を確立する。	①行政施策分野
④予防接種の促進 接種率の低い予防接種については、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性があるため、平時から予防接種の普及啓発を行う必要がある。また、予防接種の未接種者に対しては、個別通知のほか、引き続き健診時に接種勧奨を行う必要がある。	④予防接種の促進 平時から、予防接種法に定める予防接種の必要性について普及啓発を行い、標準的な接種時期に合わせた接種勧奨通知の送付及び個別の接種勧奨を行うとともに、未接種者に対する接種勧奨または周知を行う。	③医療福祉教育分野
（２）下水道施設の機能確保		
①下水道施設の耐水化・耐震化・老朽化対策 下水道事業は平成9年度から順次供用開始しており、機械・電気設備を中心に国土交通省の定める標準耐用年数を超過している。今後も良質な下水道サービスを持続的に提供するためには、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施する必要がある。また、災害時においても下水道機能を確保するため、下水道施設浸水対策に取り組む必要がある。	①下水道施設の耐水化・耐震化・老朽化対策 持続的な下水道施設の機能確保に向けて、ストックマネジメント計画により、老朽化した施設の改築更新や耐震化を進める。管路施設については、定期的に点検調査を行い、その結果を踏まえて改築更新を進める。また、下水道施設の耐水化を推進するため、「耐水化計画」の策定を進める。	②住環境分野

②農業集落排水施設等の老朽化対策 農業集落排水事業は平成８年度から順次供用開始しており、人口減少等から施設の効率的な運営が困難となっている現状を踏まえ、老朽化した施設の更新時に統合等を考慮することにより、ストック（施設）の適正化を図ることで、効率的な施設運営管理を行うことが求められる。そのため、個別施設計画（最適整備構想）を策定し、機能診断から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施する必要がある。	②農業集落排水施設等の老朽化対策 持続的な農業集落排水施設等の機能確保に向けて、個別施設計画（最適整備構想）、再編計画を策定し、老朽化した施設の更新時に統合等も検討する。	②住環境分野
③下水道事業業務継続計画の策定 下水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが不可欠であることから、地震時の「業務継続計画」を策定している。今後は、浸水被害を想定した計画の見直しが必要である。	③下水道事業業務継続計画の策定 より実効性のある業務執行体制を構築するため、浸水被害も想定した業務継続計画への見直しを行う。	②住環境分野
（３）廃棄物処理施設の機能確保		
①廃棄物処理施設の耐震化・老朽化対策 災害時に職員、利用者の安全を確保し、廃棄物処理を継続していくために、し尿処理施設、クリーンセンター、一般廃棄物最終処分場の耐震化、老朽化対策を図っていく必要がある。	①廃棄物処理施設の耐震化・老朽化対策 廃棄物処理施設の定期点検、計画的な修繕等を行い、施設の老朽化対策を行い機能を維持していく。	⑧環境分野
②災害廃棄物処理計画の定期的な見直し 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、平成30年度に「災害廃棄物処理計画」を策定した。発災時に円滑な処理が実施されるよう、計画の内容について定期的な見直しを行い、実効性のある計画とする必要がある。	②災害廃棄物処理計画の定期的な見直し 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、被害想定や災害廃棄物処理の知見を集め、より効率的な処理が行えるよう定期的に災害廃棄物処理計画を見直ししていく。	⑧環境分野
③災害廃棄物等の処理に関する連携の強化 災害が発生した場合において、市町村の枠を超えた広域的な災害廃棄物の処理が不可欠となってくることから、広域的処理も含め災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県、他市町、関係団体との連携を強化する必要がある。また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障を来さないための体制調整が必要である。	③災害廃棄物等の処理に関する連携の強化 災害発生時において各種協定に基づく協力体制や、関係自治体との支援・受援体制が適切に機能し、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、県、他市町、関係団体間の情報共有を図るとともに、随時、連絡体制等の検討・調整を行うなど、関係機関との連携を強化する。	⑧環境分野
2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（１）支援物資等の供給体制の確保		
①非常物資の備蓄（再掲） 2-1（１）①	①非常物資の備蓄（再掲） 2-1（１）①	①行政施策分野
②災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（１）⑤	②災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（１）⑤	①行政施策分野
③救援物資等の受援体制の構築（再掲） 2-1（１）⑥	③救援物資等の受援体制の構築（再掲） 2-1（１）⑥	①行政施策分野
④要配慮者（難病疾患等）等への支援（再掲） 2-1（１）⑦	④要配慮者（難病疾患等）等への支援（再掲） 2-1（１）⑦	①行政施策分野
（２）防災拠点の整備		
①防災拠点の整備（再掲） 2-1（２）①	①防災拠点の整備（再掲） 2-1（２）①	①行政施策分野
（３）感染症対策		
①避難所における良好な生活環境の確保（再掲） 2-6（１）①	①避難所における良好な生活環境の確保（再掲） 2-6（１）①	①行政施策分野
②避難所における良好な生活環境の確保（施設整備）（再掲） 2-6（１）②	②避難所における良好な生活環境の確保（施設整備）（再掲） 2-6（１）②	①行政施策分野
③感染症への意識向上及び対応策の整備（再掲） 2-6（１）③	③感染症への意識向上及び対応策の整備（再掲） 2-6（１）③	③医療福祉教育分野

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する		
3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 地域の治安の維持		
①地域の治安の維持 警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗、コンビニエンスストアのＡＴＭ、自動販売機を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。 このため、警察、県、市、防犯関係者で連携し、犯罪及び犯罪被害防止活動を行う必要がある。また、日頃から犯罪を出さない地域づくりを進める必要がある。	①地域の治安の維持 災害発生時に警察機能が低下した場合は、警察と防犯関係者が連携し、市青色防犯パトロール活動や地域見守り活動、市広報媒体等による犯罪発生防止及び犯罪被害防止啓発や注意喚起情報を提供するなどを行い、犯罪の発生を抑止する。また、日頃から、市青色防犯パトロール活動の推進、地域の防犯意識を向上するための啓発、防犯灯の設置などにより防犯のまちづくりを推進する。	①行政施策分野
(2) 協働支援事業		
①地域づくり協働支援事業の強化 自助・共助・公助の考えを最大限発揮するためには、日頃から市民レベルにおいて助け合いや相互扶助、協働の意識を高めていく必要がある。	①地域づくり協働支援事業の強化 地域づくり事業などのソフト事業において、市民同士の交流や市民と行政との協働推進を引き続き図っていく。 また市民の日頃からの交流意識を高めるため、地域おこし協力隊及び集落支援員の活動を通じ、市民の当事者意識を高め地域間のつながりを強化していく。	①行政施策分野
3-2) 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 災害対策庁舎等における機能の確保		
①庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）②	①庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）②	①行政施策分野
②公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）④	②公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）④	③医療福祉教育分野
③代替庁舎の確保 真庭市本庁舎は耐震構造になっており、非常用電源、受水槽等の設備も有している。各振興局については、全ての振興局について耐震構造は基準を満たしているが、勝山文化センターは非常用電源を有していない。また、北房文化センター、落合総合センターは浸水想定区域内であり、落合総合センター、美甘振興局、湯原ふれあいセンターは土砂災害警戒区域内である。庁舎施設の耐災害性の向上に努めるとともに、災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。	③代替庁舎の確保 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にある庁舎の耐災害性の対策及び災害対策本部機能の移転訓練を実施する。	①行政施策分野
④行政施設の非常用電源の整備 非常用電源未整備の庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。	④行政施設の非常用電源の整備 災害時に拠点となる庁舎等の非常用電源の整備及び各施設管理者が定期的に点検等の適切な維持管理・更新を進める。	①行政施策分野
(2) 行政情報連絡体制の強化		
①住民等への情報伝達手段の多様化（再掲） 1-2（3）③	①住民等への情報伝達手段の多様化（再掲） 1-2（3）③	①行政施策分野
(3) 行政情報通信基盤の耐災害性の強化		
①行政情報通信基盤の耐災害性の強化 情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。	①行政情報通信基盤の耐災害性の強化 情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施する。	①行政施策分野
②行政情報の災害対策 情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化などの検討を進める必要がある。	②行政情報の災害対策 災害発生時における行政データ保全のため、クラウド化を含めた、行政システムの更改を検討する。	①行政施策分野
(4) 行政機関の業務継続計画の策定		
①業務継続計画の策定 大規模な災害の発生により、市の機能が著しく低下する中であっても、速やかに非常時優先業務を開始し、市民の命を守るとともに、行政サービスを継続して市民生活を維持する全庁的な体制を整えるため、業務継続計画を策定している。近年の災害事例等を踏まえ、自然災害全般を危機対象とした計画を策定する必要がある。	①業務継続計画の策定 災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、近年の災害事例を研究し、危機事象の被害想定や真庭市防災マップ等を参照しながら計画の見直しを進める。	①行政施策分野
①業務継続計画の策定（消防本部） 災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、近年の災害事例を研究し、危機事象の被害想定や真庭市防災マップ等を参照しつつ計画の見直しを進める必要がある。	①業務継続計画の策定（消防本部） 災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、近年の災害事例を研究し、危機事象の被害想定や真庭市防災マップ等を参照しつつ計画の見直しを進める。	①行政施策分野

（５）災害対策本部機能の強化		
①災害対策本部機能の強化（再掲） ２-３（２）①	①災害対策本部機能の強化（再掲） ２-３（２）①	①行政施策分野
（６）受援・連携体制の構築		
①広域連携体制の構築 災害発生時に県内の被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定」を締結している。相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。	①広域連携体制の構築 県内２７市町村に岡山県を加えた２８自治体で締結している、「岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等を定期的に確認するとともに、平時から情報共有を行い県及び県内市町村との連携を強化していく。	①行政施策分野
②災害応援の受入体制の構築（再掲） ２-１（１）⑤	②災害応援の受入体制の構築（再掲） ２-１（１）⑤	①行政施策分野
（７）防災訓練の推進		
①総合防災訓練等の実施（再掲） ２-３（３）③	①総合防災訓練等の実施（再掲） ２-３（３）③	①行政施策分野
②図上訓練の実施（再掲） ２-３（１）④	②図上訓練の実施（再掲） ２-３（１）④	①行政施策分野

目標4 必要不可欠な情報通信機能は確保する		
4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 情報通信基盤の耐災害性の強化		
①電気通信事業者・放送事業者の災害対策 災害発生時の通信・放送機能を確保するため各種の災害予防措置を講じている。災害発生時に通信、放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	①電気通信事業者・放送事業者の災害対策 災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、通信設備の冗長化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置を進める。	①行政施策分野
②防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2（3）④	②防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2（3）⑤	
①総合防災訓練等の実施（再掲） 2-3（3）③	①総合防災訓練等の実施（再掲） 2-3（3）③	①行政施策分野
(2) 電力の供給停止対策		
①エネルギー供給事業者の災害対策 電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障を来すことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。	①エネルギー供給事業者の災害対策 電力事業者やLPGガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、市としては電力事業や市内LPGガス事業者と災害協定を締結し、更なる災害時における協力体制を構築する。	④産業エネルギー分野
②石油燃料供給事業者の災害対策 災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行に対処する必要がある。	②石油燃料供給事業者の災害対策 電力事業者やLPGガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じており、更に事業者との災害協定を締結し、災害時における協力体制を拡充していく。	④産業エネルギー分野
③行政施設の非常用電源の整備（再掲） 3-2（1）④	③行政施設の非常用電源の整備（再掲） 3-2（1）④	①行政施策分野
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 情報伝達手段の多様化		
①情報伝達手段の多様化 防災メール等によって災害情報を伝達する体制を整備している。引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。また、災害時には通信規制及び電話回線の損傷などにより、公共放送や通信機器が機能不全となることが懸念されるため、多様な情報伝達手段を確保する必要がある。	①情報伝達手段の多様化 災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、総務省中国総合通信局非常通信協議会や電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。	①行政施策分野
②情報伝達手段の多様化(その2) 災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、引き続き情報伝達訓練を実施する必要がある。情報伝達手段の多様化を図ることから、防災メール等の利用者増に向けた取り組み及びSNSの活用を進めていく必要がある。	②情報伝達手段の多様化(その2) 携帯電話、スマートフォンなどへ情報発信を行う（ホームページ等）。情報伝達手段の多様化を図る必要があることから、防災メール等の利用者増に向けた取り組み及びSNSの活用を進めていく。	①行政施策分野
4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 行政情報連絡体制の強化		
①防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2（3）⑥	①防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2（3）⑥	①行政施策分野
(2) 市民等への情報伝達強化		
①外国人に対する避難支援（再掲） 1-1（8）⑤	①外国人に対する避難支援（再掲） 1-1（8）⑤	④産業エネルギー分野
②市民等への情報伝達手段の多様化（再掲） 1-2（3）③	②市民等への情報伝達手段の多様化（再掲） 1-2（3）③	①行政施策分野
③要配慮者等に対する避難情報伝達（再掲） 1-4（3）④	③要配慮者等に対する避難情報伝達（再掲） 1-4（3）④	①行政施策分野
(3) 情報通信の確保		
①情報通信環境の強化（再掲） 1-3（5）①	①情報通信環境の強化（再掲） 1-3（5）	①行政施策分野
②外国人等に対する防災情報提供体制の強化 観光客に対する迅速かつ正確な情報提供や避難誘導体制の整備が必要である。	②外国人等に対する防災情報提供体制の強化 観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備を行う。	④産業エネルギー分野
(4) 関係機関の連携強化・防災訓練の推進		
①総合防災訓練等の実施（再掲） 2-3（3）③	①総合防災訓練等の実施（再掲） 2-3（3）③	①行政施策分野
②図上訓練の実施（再掲） 2-3（3）④	②図上訓練の実施（再掲） 2-3（3）④	①行政施策分野

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない		
5-1) サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 企業における業務継続体制の強化		
① 企業の業務継続計画策定の促進 災害時に経済活動が停滞することのないよう、中小企業等の業務継続計画を策定していない事業者に対して、商工関係団体等と連携し、計画の必要性について普及啓発していく必要がある。	① 企業の業務継続計画策定の促進 商工団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資（ＢＣＰ融資）についても併せて周知を図っていく。	④産業エネルギー分野
(2) 農林水産物の移出・流通対策		
① 農林水産物の移出・流通対策 災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の集荷等ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。	① 農林水産物の移出・流通対策 農産物等の集出荷体制を確保するため、計画的に農業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図るとともに、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立に取り組む。	⑥農林分野
(3) 物流機能の維持・確保		
① 災害発生時の物流機能の確保 災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、協力体制を強化する必要がある。	① 災害発生時の物流機能の確保 物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化していく。	①行政施策分野
② 輸送ルートの代替性の確保 災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確認するため、庁内関係課、県、交通事業者等と情報共有を図る必要がある。	② 輸送ルートの代替性の確保 災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確認するため、庁内関係課、県、交通事業者と情報共有を図る。	①行政施策分野
(4) 道路施設の防災対策		
① 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）①	① 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）①	⑤交通物流分野
② 道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）②	② 道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）②	⑤交通物流分野
③ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③	③ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③	⑤交通物流分野
5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) エネルギー供給体制の強化		
① エネルギー供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（2）①	① エネルギー供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（2）①	①行政施策分野
② 石油燃料供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（2）②	② 石油燃料供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（2）②	①行政施策分野
(2) 道路施設の防災対策		
① 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）①	① 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）①	⑤交通物流分野
② 道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）②	② 道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）②	⑤交通物流分野
③ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③	③ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③	⑤交通物流分野
(3) 企業における業務継続体制の強化		
① 企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1（1）①	① 企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1（1）①	④産業エネルギー分野
5-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 金融機関の耐災害性の強化		
① 金融機関の耐災害性の強化 市内には、7つの金融機関（郵便局、ＪＡ含む）があるが、災害発生により機能停止となった場合、出納業務等が不可能となり企業の業務に支障が出る恐れがある。	① 金融機関の耐災害性の強化 金融機関に対して、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資（ＢＣＰ融資）についても併せて周知を図っていく。	④産業エネルギー分野

5-4) 食料等の安定供給の停滞		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 被災農林業者の金融支援		
①被災農林業者への金融支援 災害により被害を受けた農業者の事業再開のため、利用可能な農業制度資金に関する情報を提供している。被災農業者等が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。	①被災農林業者への金融支援 被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関と連携を強化する。	⑥農林分野
(2) 食料流通機能の維持・確保		
①食料市場の早期復旧体制の構築 災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から他市場や市場関係者と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。	①食料市場の早期復旧体制の構築 災害発生時においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。	⑥農林分野
(3) 食料生産体制の強化		
①食料生産体制の強化（再掲） 2-1（5）①	①食料生産体制の強化（再掲） 2-1（5）①	⑥農林分野
②農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲） 2-1（5）②	②農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲） 2-1（5）②	⑥農林分野
③多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブランド化の推進 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブランド化を推進するため、付加価値の高い農業生産を推進している。消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農産物や加工食品を安定して供給するため、農作物のブランド化やニーズに即した加工食品の生産拡大を更に推進していく必要がある。	③多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブランド化の推進 有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応した新たな付加価値の創出を進める。	⑥農林分野
④農業の担い手育成・確保 農業労働力の減少・高齢化による担い手不足、新規就農者には技術習得の他に、農地や住宅の確保等多くの課題がある中、安全・安心な農産物を安定的に供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。	④農業の担い手育成・確保 農業を維持、発展させ、農産物を安定供給するために、受入体制の整備、技術習得研修の実施等により就農を積極的に支援するとともに、後継者の育成など労働力の確保に向けた取り組みを推進する。	⑥農林分野

目標6 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（１）エネルギー供給体制の強化		
①避難所等への燃料等供給の確保（再掲） 2-1（１）④	①避難所等への燃料等供給の確保（再掲） 2-1（１）④	①行政施策分野
②エネルギー供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（２）①	②エネルギー供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（２）①	④産業エネルギー分野
③石油燃料供給の確保（再掲） 4-1（２）②	③石油燃料供給の確保（再掲） 4-1（２）②	④産業エネルギー分野
（２）再生可能エネルギーの導入促進		
①再生可能エネルギーの導入 電力等の供給ネットワークの長期機能停止による公共施設や避難所のレジリエンス機能の強化が求められる中、地域や施設に合った再生可能エネルギーの導入が必要である。	①再生可能エネルギーの導入 災害時に拠点となる公共施設や避難所において、太陽光発電や蓄電池などの設備導入の有効性や木質バイオマス発電の地域活用など施設に適合した業務継続計画対策を検討する。	④産業エネルギー分野
（３）企業における業務継続体制の強化策		
①企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1（１）①	①企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1（１）①	④産業エネルギー分野
（４）道路施設の防災対策		
①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）①	①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）①	⑤交通物流分野
②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）②	②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（４）②	⑤交通物流分野
③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（４）③	③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（４）③	⑤交通物流分野
6-2) 上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（１）水道施設の防災対策		
①水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-1（３）①	①水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-1（３）①	④産業エネルギー分野
②水道施設の応急給水対策（再掲） 2-1（３）②	②水道施設の応急給水対策（再掲） 2-1（３）②	④産業エネルギー分野
③水道事業者の業務継続計画の策定 毎年のように発生する災害を教訓に国などから示される対応策を踏まえ、災害発生に備えた業務継続計画を策定する必要がある。	③水道事業者の業務継続計画の策定 より実効性のある業務執行体制を構築するため、災害発生を想定した業務継続計画の策定と不断の見直しを行う。	④産業エネルギー分野
6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
（１）下水道施設の機能確保		
①下水道施設の耐水化・耐震化・老朽化対策（再掲） 2-6（２）①	①下水道施設の耐水化・耐震化・老朽化対策（再掲） 2-6（２）①	④産業エネルギー分野
②農業集落排水施設等の老朽化対策（再掲） 2-6（２）②	②農業集落排水施設等の老朽化対策（再掲） 2-6（２）②	④産業エネルギー分野
③下水道事業業務継続計画の策定（再掲） 2-6（２）③	③下水道事業業務継続計画の策定（再掲） 2-6（２）③	④産業エネルギー分野
（２）合併処理浄化槽への転換の推進		
①合併処理浄化槽への転換の促進 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を助成する合併処理浄化槽補助金制度を設けているが、依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。	①合併処理浄化槽への転換の促進 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、その必要性について対象者への周知を図る。また、集合処理区域外の防災拠点となる公共施設や避難所においても、合併処理浄化槽への転換を進め、災害対応力の向上を図る。	④産業エネルギー分野

6-4) 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 道路施設の防災対策		
①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策(再掲) 1-1(4)①	①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策(再掲) 1-1(4)①	⑤交通物流分野
②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策(再掲) 1-1(4)②	②道路ネットワークの機能強化・老朽化対策(再掲) 1-1(4)②	⑤交通物流分野
③農道・林道の機能保全・老朽化対策(再掲) 1-1(4)③	③農道・林道の機能保全・老朽化対策(再掲) 1-1(4)③	⑤交通物流分野
(2) 公共交通・広域交通の機能確保		
①災害時における公共交通の安定供給の確保 災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、バス等事業者、警察、国、県など関係機関との更なる連携強化を図るとともに、真庭市地域公共交通会議を中心に事業者等と協議を進め、適切な進捗管理をしていく必要がある。	①災害時における公共交通の安定供給の確保 大規模災害に備え、災害発生時における市民の交通手段が確保されるよう、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携強化を図るとともに、「地域公共交通計画」(公共交通マスタープラン)に基づき持続可能な公共交通体系を構築する。また、事業者との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。	⑤交通物流分野
②地域公共交通の確保 災害発生時には、自動車の流出、道路・鉄道の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受け、避難所への移動や避難生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となることから、平時から地域の地域公共交通を守り、維持していく必要がある。	②地域公共交通の確保 大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、引き続き、地域公共交通計画(公共交通マスタープラン)に基づき持続可能な公共交通体系を構築する。また、事業者との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。	⑤交通物流分野
③広域交通の確保(鉄道等) 災害発生時等に交通路の冠水や法面崩落等により交通網が分断されることを想定し、広域交通の確保のため、ＪＲ、バス事業者と情報共有を図る必要がある。	③広域交通の確保(鉄道等) 災害発生時等に地域交通網が分断された場合の代替経路・代替交通手段の検討・調整を、ＪＲ・バス事業者等と行っていく。	⑤交通物流分野
(3) 地籍調査の推進		
①地籍調査の推進 災害後の円滑な復旧・復興を確保するために、土地の境界を確定しておくことが重要であるが、市街地部等は複雑化、細分化しており、また、山間部の地籍調査も残っているため調査の推進を図る必要がある。	①地籍調査の推進 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、円滑な復旧・復興を確保するためにも、地籍調査を進める。	⑦国土保全・土地利用分野

目標7 重大な二次災害を発生させない		
7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 防火対策・消火力強化		
①防火意識の普及・啓発（再掲） 1-1（6）①	①防火意識の普及・啓発（再掲） 1-1（6）①	①行政施策分野
②消火力の強化（再掲） 1-1（6）③	②消火力の強化（再掲） 1-1（6）③	①行政施策分野
③消防団の充実（再掲） 1-1（6）④	③消防団の充実（再掲） 1-1（6）④	①行政施策分野
④消防団員の安全確保（再掲） 1-1（6）⑤	④消防団員の安全確保（再掲） 1-1（6）⑤	①行政施策分野
7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通が麻痺する事態		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 沿線建築物の耐震強化		
①沿線建築物の耐震化 震災等の際に避難や救急・消防活動、緊急物資輸送の大動脈となる緊急輸送道路について、被害を最小化させるため沿道の建物を耐震化する必要があり、所有者に対して耐震診断が義務付けられている。ブロック塀等への対策が必要である。	①沿線建築物の耐震化 「建築物耐震診断等事業費補助金」により、耐震診断を実施するとともに、沿道建築物の所有者に対して制度の周知に努める。	②住環境分野
②建築物等からの二次災害防止対策 地震により被災した建築物が従前どおり安全に利用可能か、二次災害に対して安全であるか等の判定活動を行う被災建築物応急危険度判定士や被災住宅危険度判定士の確保とその人材の育成をしていく必要がある。	②建築物等からの二次災害防止対策 円滑に建築物や住宅の危険度の判定活動を実施する被災建築物応急危険度判定士を養成するため、講習会等への積極的な参加を勧める。	②住環境分野
7-3) ため池、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) ため池・ダム等の防災対策		
①農業用ため池の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）⑥	①農業用ため池の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）⑥	⑥農林分野
7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 有害物質の流出・拡散防止対策		
①有害物質の流出・拡散防止対策 災害発生に伴い毒劇物が流出・拡散する恐れがある。市内の毒物劇物取扱施設の把握、適切な管理の指導が必要である。	①有害物質の流出・拡散防止対策 毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について、県との連携により監視指導を行う。また、有害物質を保有する工場や事業者に対し災害による流出・拡散の防止のために必要な資機材の整備や平常時から訓練の実施を促す。	⑧環境分野
②大気中への有害物質の飛散防止対策 災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散する恐れがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。	②大気中への有害物質の飛散防止対策 災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。また、アスベストの飛散防止のために、アスベスト含有建築物等の解体状況を把握している県と情報共有を行うとともに、必要に応じて県との連携により養生などの指導等を行う。	⑧環境分野
(2) 有害物質流出時の処理体制の構築		
①有害物質流出時の処理体制の構築 災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速に処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。	①有害物質流出時の処理体制の構築 災害発生時における有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き、連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	⑧環境分野
②有害物質の大規模流出・拡散対応 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が動員し対応している。有害物質が大規模に流出した場合は早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。	②有害物質の大規模流出・拡散対応 有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、有害物質の流出・拡散を防止するために必要な資機材の備蓄、または整備を進めるとともに、関係機関との連携により有害物質の測定等を行い必要な措置を講じていく。	⑧環境分野

7-5) 農地・森林等の被害による国土の荒廃		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 荒廃農地の発生防止・利用促進		
①農地の利用促進 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、更に災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。	①農地の利用促進 地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、人・農地プランを中心とし、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能直接支払交付金などを活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	⑥農林分野
②農地の生産基盤の整備推進 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の拡大や用排水整備など生産基盤の整備や適切な維持管理を推進している。異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。	②農地の生産基盤の整備推進 地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、引き続き、県の荒廃農地再生・利用促進事業等を活用しつつ、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため農業生産基盤の整備を推進する。	⑥農林分野
③農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲） 2-1（5）②	③農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲） 2-1（5）②	⑥農林分野
(2) 森林資源の適切な保全管理		
①森林の計画的な保全管理 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止機能を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の補助事業等を活用し、間伐などの森林整備を推進しているが、山林所有者の高齢化や木材需要の低迷により、施業意欲は低下し、除間伐等の適正な森林管理が遅れている。また、広葉樹林もその活用がないことから長期間放置されたものが多く、ナラ枯れが進むなど林地荒廃防止の取組が必要である。	①森林の計画的な保全管理 森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、造林や除間伐、また広葉樹の活用などを進めることで適正な森林環境の整備を図る。	⑥農林分野
(3) 農山村地域における防災対策		
①農山村地域における防災対策（再掲） 1-3（3）①	①農山村地域における防災対策（再掲） 1-3（3）①	⑥農林分野

目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 災害廃棄物の処理体制の構築		
①災害廃棄物処理計画の定期的な見直し（再掲）2-6（3）②	①災害廃棄物処理計画の定期的な見直し（再掲）2-6（3）②	⑧環境分野
②災害廃棄物等の処理に関する連携の強化（再掲）2-6（3）③	②災害廃棄物等の処理に関する連携の強化（再掲）2-6（3）③	⑧環境分野
8-2) 復興を支える人材等（専門家、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 災害ボランティア受入体制等の構築		
①災害ボランティア受入体制の構築 災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会で開設、運営を行っている。引き続き、災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築し、円滑な運営を図るため防災訓練を共同で開催すること等、平時から連携、情報共有に努める必要がある。	①災害ボランティア受入体制の構築 災害発生時における災害ボランティアの円滑な受入体制の構築に向けて、市防災訓練において、災害ボランティアセンターの開設、運営訓練を組み込むなど、連絡会を定期的に開催し、平時から事務局である社会福祉協議会をはじめ、関係機関相互の「顔の見える関係」づくりに努める。	③医療福祉教育分野
②災害ボランティアコーディネーターの育成 災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、その育成に係る取組について、他自治体の事例等も参考にしながら検討を行っている。災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、調整役となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。	②災害ボランティアコーディネーターの育成 災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、市民を対象とした研修会の実施についても検討する。	③医療福祉教育分野
③消防団の充実（再掲）1-1（6）④	③消防団の充実（再掲）1-1（6）④	①行政施策分野
(2) 災害対応の受入体制の構築		
①災害応援の受入体制の構築（再掲）2-1（1）⑤	①災害応援の受入体制の構築（再掲）2-1（1）⑤	①行政施策分野
(3) 農林産業の担い手の育成・確保		
①農業の担い手育成・確保（再掲）5-4（3）④	①農業の担い手育成・確保（再掲）5-4（3）④	⑥農林分野
②林業の担い手育成・確保 真庭市の基幹産業である林業・木材産業の人材確保は、基幹産業のサプライチェーンを存続させるために不可欠であり、継続した就業者確保施策が必要である。	②林業の担い手育成・確保 児童生徒への教育、大学との連携による人材確保、林業・木材産業への就業者確保及び育成支援、安全対策や機械化など働きやすい環境づくりへの支援など後継者や新規就業者確保に向けた施策を推進する。	⑥農林分野
8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
脆弱性評価	推進方針	施策分野
(1) 地域コミュニティの強化		
①地域づくり協働支援事業の強化（再掲）3-1（2）①	①地域づくり協働支援事業の強化（再掲）3-1（2）①	①行政施策分野
(2) 文化財の防災対策の推進		
①国重文「旧遷喬尋常小学校」の整備・保全・活用 明治40年（1907）建築の国重文・旧遷喬尋常小学校校舎は、築100年以上を経過する古建築である。現在、地域振興の拠点として活用が期待される校舎について、多人数を収容して事業開催を行うためには、耐震性能等が不足していることから、補強やバリアフリー等、必要な防災対策を施す必要がある。	①国重文「旧遷喬尋常小学校」の整備・保全・活用 校舎の大規模修繕に当たっては、国重要文化財としての価値を保ちながら、建物倒壊を防ぐ耐震構造を組み込むなど防災対策を確かし、市民が集うコミュニティの場として最大限の安全を確保するよう取り組む。	①行政施策分野
②市内文化財の調査・保全・活用 市内には指定未指定の文化財が多数存在し、地域を特色づけている。史跡・建造物や美術品、古文書など個人所蔵の物件、地域コミュニティによって守られている民俗芸能や行事など多岐にわたる。しかしこれらの把握は十分でなく、災害によって容易に失われてしまう可能性が高い。	②市内文化財の調査・保全・活用 日常からの文化財調査により、所在・内容などについて情報を蓄積し、保全や活用支援にも努める。さらに有事の際には、文化財レスキューやボランティアの支援を受けるなどして文化財を確認、救出する。有形文化財の修繕や無形文化財の再開等を支援するなどし、災害後の地域文化復興にも取り組む。	①行政施策分野



真庭市役所 危機管理課

〒719-3299 岡山県真庭市久世 2 9 2 7 - 2